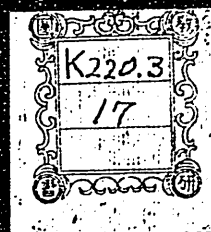
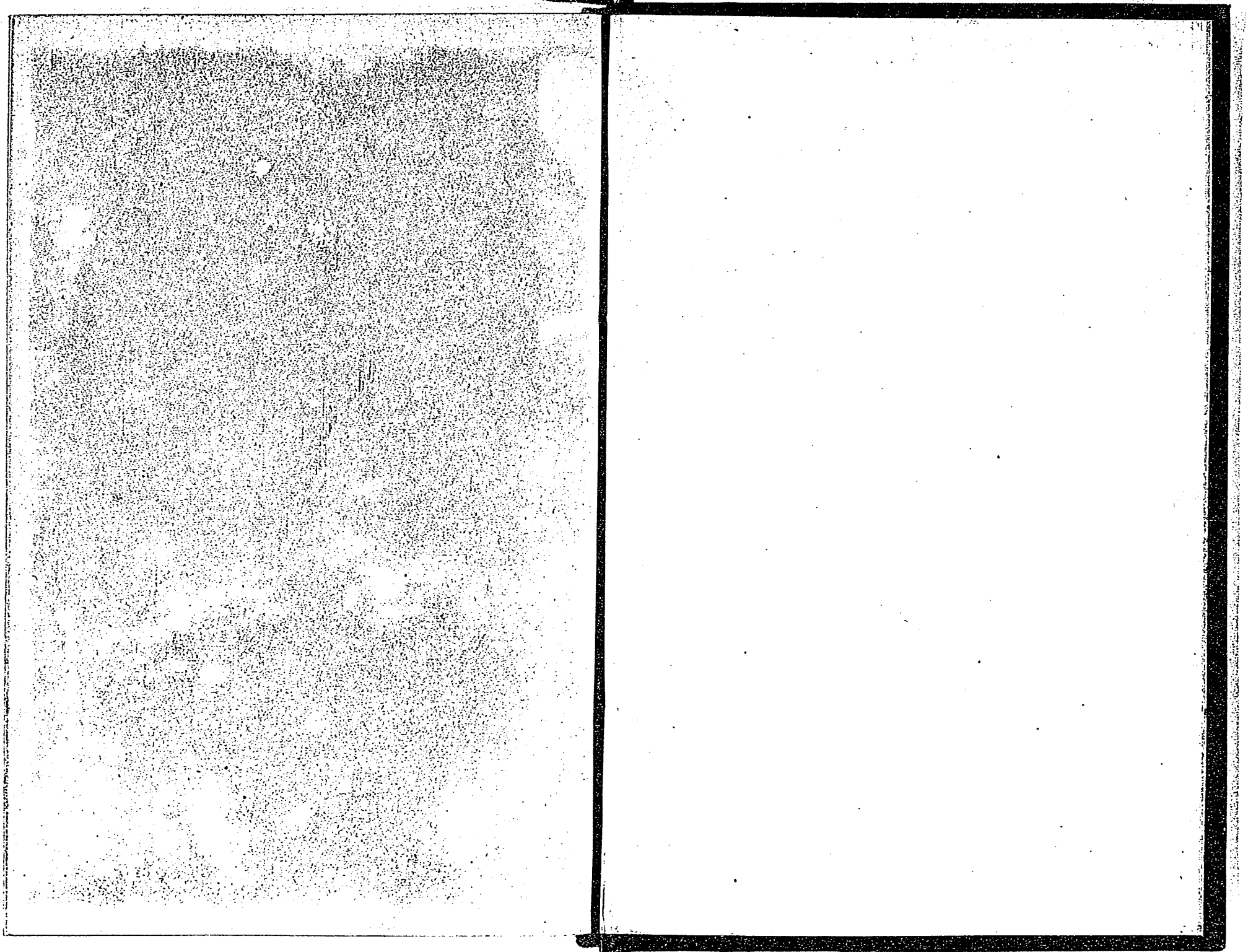


K220.3

17







法制教科書

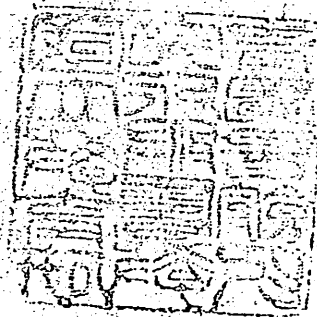


法學士 市村光惠
法學士 山内正瞭 共著

東京 大阪

寶文館藏版

明治
39 年 28
丙午



例言

一本書は、文部省訓令中學校教授要目に基きて編纂せるものにして、汎く中等程度の諸學校の教科書に充てむことを目的とせり。

一本書は、平易簡明を主とせり、然して夫の徒に簡潔に過ぎて、授業上の艱難を顧ざる如き弊を避け、濫に詳密にわたりて、教授上の餘裕なからしむる如き失に陥らず、なるべく規定の時間内に授け得らるゝやう意を用ひたり。

一法制經濟の二科は、其關係頗密なるものなれば、彼此の聯絡を要するや言を倭たず、本書はこの點に於ても、特に意を注ぎたり。

二
一本書は、理論に拘らず學說に泥まず、事實用を旨として、國家的觀念と利用厚生思想とを涵養せしめむことを期せり。
一本書中法制の部は、專市村法學士の手になり、經濟の部は、專山内法學士の筆にかゝる。

明治三十九年九月

著者識

法制教科書目次

第一編	總論	一
第一章	國家	一
第二章	國體及政體	四
第三章	法	八
第二編	公法大意	一八
第一章	天皇	一八
第二章	臣民	二三
第三章	統治機關	二八
第一節	國務大臣及樞密顧問	二八
第二節	帝國議會	三二
第四章	統治權作用	四一

第一節	立法	四一
第二節	司法	四五
第三節	行政	六〇
第三編	私法大意	八八
第一章	人及法人	八八
第二章	物權	九六
第三章	債權	一〇三
第四章	親族	一〇七
第五章	相續	一一五

法制教科書目次

終

法制教科書

法學士 市村 光惠
 法學士 山内 正瞭
 共著

第一編 總論

第一章 國家

國家トハ、一定ノ領土ノ上ニ多數人民ガ統治ノ關係ヲ以テ結合セル團體ヲ謂フ、故ニ領土統治權及ビ人民ハ國家成立ノ三要素ナリ、

(一) 領土、領土ハ國民定着ノ場所ニシテ、又其國ノ統治權ガ當然ニ行ハル、範圍ナリ、從テ近世ノ國家ハ皆一定ノ領

(二) 統治權

土チ有ス、領土ナケレバ統治權ノ行ハル、範圍ナク、國家トシテ存立スル能ハザルナリ、領土ノ上ニ行ハル、統治權ノ作用チ領土主權ト謂フ、領土主權ニハ消極積極ノ二面アリ、消極ノ効果トシテ、自國ノ領土内ニ於テ他國ノ權力ノ行ハル、コトヲ排斥シ、積極ノ效果トシテ、自國領土内ニ在ル凡テノ人、及ビ人ノ團體ハ其國ノ統治權ノ司配ヲ受ク

(二) 統治權

統治關係トハ、治者ト被治者トノ間ノ命令服從ノ關係ヲ謂フ、治者ガ被治者ニ對シテ有スル命令權ヲ統治權ト謂ヒ、又主權トモ國權トモ謂フ、統治權ハ唯一最高ノ力ニシテ、他ノ權力ニ拘束セラル、事ナク、又其分割ヲ爲ス能ハザルモノナリ、國家ガ内團體ノ秩序ヲ保チ、外暴力ノ侵畧ヲ防グコトヲ得ルハ、全ク統治權ノ作用ニ外ナ

(三) 人民

ラズ

(三) 人民

人民ハ國家成立ノ人的要素ナリ、此中更ニ統治權者ト臣民トノ區別アリ、統治權者ハ治者ニシテ、臣民ハ被治者ナリ、臣民ハ絕對無限ニ統治權者ニ服從スベキ身分ヲ有ス、此身分ヲ國籍トモ臣民分限トモ謂フ、

的國家ノ目

國家ハ多數人ノ團體ナレドモ、既ニ國トシテ成立セル以上、其構成分子タル各人ヨリ離レテ、自己固有ノ存在チ有シ、又其生存目的チ有ス、人ハ死スベキモノナレバ、今日ノ國民ハ又昔日ノ國民ト同一ニアラス、然レドモ之ヲ國家ヨリ觀レバ、唯構成分子ノ更新ナリ、國家ハ依然トシテ同一ノ國家ナリ、是レ國家カ其構成員タル個人ヨリ離レテ、自己固有ノ存在ト目的トチ有スト謂フ所以ナリ、

國家ノ目的ハ、國家トシテ出來得ル限リノ進歩ト發達トナ

爲スニ在リ、而シテ臣民ハ絶對ニ國家ノ命令ニ服從スル身分ヲ有ス、此結果トシテ、臣民ハ其身命ト財産トヲ犠牲ニ供スルモ、尙ホ國家ノ目的ヲ達スル爲メニ盡スベキ地位ニ在ルモノナリ、

第二章 國體及政體

國體

國體トハ國柄ト謂フ意味ナリ、單ニ國家トシテ觀レバ、何レノ國家モ同一ナレドモ、一國內ニテ何人ガ統治權ヲ有スルカノ點ヨリ觀レバ、國ニ依リテ異ナリ、之ヲ國體ノ區別トス、此區別ハ、時ヲ異ニシ國ヲ異ニスルニ從ヒテ一ナラズ、其重ナルモノハ左ノ二種ナリ、

- (一) 君主國體
- (二) 民主國體

君主國體

民主國體

君主國體トハ、君主一人ガ統治權ヲ有スル國體ヲ謂ヒ、民主國體トハ、人民全體ガ相合シテ統治權ヲ有スル國體ヲ謂フ、民主國ニ於テハ時ニ君主ヲ戴キ又ハ大統領ヲ選ブコトアルモ、是レ皆主權者タル人民ノ代理者ニシテ、真正ノ主權者ニ非ズ、

日本ノ國體

政體

大日本帝國ハ、君主國體ニ始マリ、又永遠ニ君主國體ヲ以テ存續スベキモノナリ、我が日本民族ハ、共同ノ祖先ヨリ出デタルモノニシテ、祖先ノ直系子孫ニ當ラセラル、天皇ハ、世々相承ケテ吾人ヲ統治セラル、我が建國ノ基礎ハ血族團體ニシテ、末家が宗家ニ對シ卑屬ガ尊屬ニ對スル尊敬ト服從トヲ以テ、皇位ヲ仰グモノナリ、是レ實ニ我が寶祚ガ天壤ト共ニ極ナキ所以ニシテ、又世界ニ冠絶スル所以ナリ、政體トハ政治ノ形ト謂フ意味ナリ、統治權ヲ行使スル形式

ヲ謂フナリ、單ニ統治權トシテ見レバ、何レノ國ノ統治權ニモ差異ナケレドモ、其統治權ヲ如何ナル形式ニテ行フカノ點ヨリ見レバ、國ニ依リテ異ナリ、之ヲ政體ノ區別トス、此區別モ亦々、時ヲ異ニシ國ヲ異ニスルニ從ヒテ一ナラズト雖モ、其重ナルモノハ左ノ如シ、

(一) 專制政體
(二) 立憲政體

專制政體トハ、統治者が統治權ヲ行フニ付キ、外部ヨリ何等ノ拘束ヲ受ケザル政體ヲ謂ヒ、立憲政體トハ、統治權ヲ行フニ際シ、獨立意思ヲ有スル統治機關ノ參與ヲ必要トスルモノヲ謂フ、換言スレバ、憲法ヲ有スル國ノ政體ハ立憲政體ニシテ、然ラザルモノハ專制政體ナリ、

憲法

憲法ト云フ文字ハ、全ク沿革的ノ意義ヲ有ス、單ニ統治權行

專制政體
立憲政體

使ノ形式ヲ定ムル法ガ憲法ナリト云ハ、世界各國殆ド皆憲法ヲ有ス、然レドモ憲法ノ文字ハ爾カク解スベキニ非ズ、沿革的ニ云ヘハ、國民ノ代議會ヲシテ立法ニ參與セシメ、國權ノ一部ヲ行ハシムル根本法ノミガ憲法ナリ、故ニ憲法ト云ヘバ、必ズ此種ノ主義ニ則トレル國家ノ根本法ノミヲ指スト解スベシ、何トナレハ、沿革的ノ文字ハ又沿革的ニ解スルノ外ナケレバナリ、從テ、立憲政體トハ、國民ノ代議會ヲシテ立法ニ參與セシムル政體ナリト解スベシ、而シテ、此種ノ立憲國ニ於テハ、常ニ立法司法行政ノ作用ヲ分チ、各之ニ特別ナル機關ヲ設ケテ、之レガ行使ヲ司トラシメ、又ハ之レガ行使ニ參與セシムルコト、ナレリ、

憲法ハ統治權ノ專横ヲ調和シテ、輿論ニ從テ之ヲ行使セシムル擔保ナリ、我憲法ノ發布ハ、實ニ明治元年三月十四日ノ

日本ノ政體

五箇條ノ御誓文第一「廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ」ト宣セラレシニ胚胎ス、爾來着々トシテ憲法ヲ立ツルノ方針ヲ定メ、明治十四年十月十二日ニ於テ、明治二十三年ヲ期シ國會ヲ開クノ勅諭ヲ下シ給ヒ、之ニ基キテ明治二十二年二月十一日ヲ以テ憲法ヲ發布シ給ヘリ、國家ノ隆盛ハ上下ノ和衷協同ニアリ、勅聖文武ナル今上陛下、夙ニ此點ニ着目シ給ヒ、進ンデ此不磨ノ大典ヲ欽定セラレ、以テ我ガ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ、皇祖皇宗ノ御遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシメ給ヘリ、此憲法ニ對シ、現在及將來ノ臣民ハ永遠ニ從順ノ義務ヲ負ヒ、統治者モ亦此憲法ニ循行セラル、上下和協ノ途長ナヘニ開ケテ、國天壤ト共ニ窮ナシ、

第三章 法

法

法ノ起源

法ハ統治權者ガ、國家共同生活ノ目的ヲ達スル爲メニ、制定シ又ハ認定シタル行爲ノ準則ニシテ、統治主體ノ行爲ニ關スルモノ、外ハ、強行セラレ得ベキモノヲ謂フ、自由ヲ欲シ我利ヲ計ルハ人ノ性情ナリ、故ニ若シ各人ヲシテ、其好ム所ニ從ヒテ行動セシムルトキハ、社會ニ爭鬭ノ絶ユル時ナカルベシ、此ノ如クンバ國家ハ成立セズ、是ヲ以テ國家ノ在ル所常ニ法アリ、統治者ハ其固有ノ力ヲ以テ法ヲ立テ、臣民ノ自由ヲ平等ニ制限シ、唯甲乙互ニ相侵サマル範圍ニ於テノミ其行動ノ能力ヲ與フ、此ノ如クシテ、國ニ秩序アリ人ニ權利アリ、國家自カラ其機關ヲ通シテ制定スルモノ、是レ即チ國家ノ制定スル法ナリ、國家自カラ制定セス、既ニ臣民相互ノ日常生活ニ伴フテ、自然ニ發生セル行爲ノ準則ヲ認メテ、法タル

制定法 認定法	法ト他ノ モノトノ 區別
力アラシムルモノ、是レ即チ國家カ認定スル法ナリ、憲法法律勅令等ハ制定法ニ屬シ、慣習法ハ認定法ニ屬ス、 法ノ特質ハ、其強制セラレ得ベキ點ニ在リ、宗教ノ法則モ、道德ノ法則モ、人ノ行爲ノ準則タルニ於テハ即チ一ナリ、然レドモ宗教モ道德モ、其實行ハ各人ノ良心ニ懸リ、國家ハ敢テ其強行ノ任ニ當ラズ、獨リ法ニ至リテハ、國家的共同生活ノ要件トシテ、統治者ノ定メシモノナレバ、統治者ハ常ニ其權力ヲ以テ之ヲ強行ス、強行ハ實ニ國法ト他ノモノトヲ區別スル標準ナリ、 統治者ハ法ヲ定ムル者ナリ、權力者ナリ、故ニ統治者自身ニ對シテハ、國法ハ強制力ヲ有セズ、人ガ自己ニ對シテ強制スト云フコト、有リ得ザル道理ナレバナリ、然レドモ、之ヲ以テ、統治者ハ不當ニ法規ヲ蹂躪シ得ルモノト解スル勿レ、聖明	

法ノ分類 (一) 成文法 不文法	慣習法	(二) 公法私 法
ノ君主ハ、常ニ自カラ定メタル國法ヲ重ンズ、是レ君主ノ尊嚴ト國法ノ威信トヲ、永遠ニ保持スル所以ナレバナリ、 國法ハ種々ノ標準ニ依リテ、之ヲ分類スルコトヲ得ヘシ、 (一) 成文法ト不文法 是レ法ノ發生方法ニ因ル分類ナリ、成文法トハ、文書ヲ以テ制定公布セラレタル國法ヲ謂ヒ、不文法トハ、文書ニ依ラスシテ成立セル國法ヲ謂フ、不文法ハ即チ慣習法ナリ、不文法トモ、文書ニ現ハスコトナキニアラザレドモ、其効力ハ、文書ニ記載セラレタルニ因リテ生ズルニ非ザルガ故ニ、之ヲ不文法ト名クルナリ、 (二) 公法ト私法 是レ實質ニ因ル分類ナリ、公法トハ、法律關係ノ當事者ノ雙方又ハ一方ガ、常ニ國家又ハ其他ノ公法人タルコトヲ要ス		

(三) 主法助
法

ル法律關係ヲ規定スル法ニシテ、私法トハ、法律關係ノ雙方
ガ、一私人タルコトヲ得ベキ法律關係ヲ規定スル法ナリ、憲
法刑法行政法等ハ、公法ニ屬シ、民法商法等ハ私法ニ屬ス、

(三) 主法ト助法

是レ亦實質ニ因ル分類ナリ、主法トハ、法律關係其モノヲ規
定スル國法ヲ謂ヒ、助法トハ、主法ヲ實行スル手續ヲ定メタ
ルモノヲ謂フ、憲法ハ、主法ニシテ、議院法衆議院議員選舉法
ノ如キハ助法ナリ、民法商法刑法ハ主法ニシテ、民事訴訟法
刑事訴訟法ハ助法ナリ、

(四) 強行法
聽容法

(四) 強行法ト聽容法

是レ亦法ノ實質ニ因ル分類ナリ、強行法トハ、法律關係ノ當
事者ガ、反對ノ意思ヲ表示シテ、其適用ヲ免ル、餘地ヲ與ヘ
ザルモノヲ謂ヒ、聽容法トハ、法律關係ノ當事者ガ、反對ノ意

(五) 固有法
繼受法

思ヲ表示シテ、其適用ヲ免ル、餘地ヲ與フルモノヲ謂フ、公
法中ニモ私法中ニモ此兩者アリ、

(五) 固有法ト繼受法

是レ法ノ系統ニ因ル分類ナリ、固有法トハ、一國固有ノ民情
習慣ヨリ發生セルモノヲ謂ヒ、繼受法トハ、他國ノ法律ヲ模
範トセルモノヲ謂フ、

(六) 普通法
特別法

(六) 普通法ト特別法

是レ法ノ効力ニ因ル分類ナリ、此中更ニ、法ノ行ハル、場所
ニ因ル類別ト、法ノ支配ヲ受クル人ニ因ル類別ト、法ノ支配
ヲ受クベキ事物ニ因ル類別ノ三種アリ、全國一般ニ行ハル
、法ハ、場所ニ因ル普通法ニシテ、一國ノ一部ニ行ハル、法
ハ、場所ニ因ル特別法ナリ、全國民一般ヲ支配スル法ハ、人ニ
因ル普通法ニシテ、一國民ノ一部ヲ支配スル法ハ、人ニ因ル

法ノ効力
(一)場所ニ
關スル法
ノ効力

特別法ナリ、民事全般ニ適用セラル、民法ノ如キハ、事物ニ
因ル普通法ニシテ、民事中ノ商事ニ關スル商法ハ、事物ニ因
ル特別法ナリ、
國法ノ行ハル、範圍ハ、場所、人及時ニ依テ定マル、
(一)場所ニ關スル法ノ効力、一國領土ハ、統治權ガ當然ニ行
ハル、範圍ナリ、故ニ例外ナキ限りハ、場所ニ因ル普通法ハ、
其國全般ニ行ハル、モノナリ、但シ領土ニアラズトモ、尙ホ
其適用ノ及ブモノアリ、左ノ如シ、
(イ)領海、海岸ヨリ砲彈ノ達シ待ル距離ヲ、其國ノ領海ト
ス、此上ニハ領地國ノ國法行ハル、
(ロ)軍艦及公船、此兩者ノ上ニハ、假令他國ノ領海内ニ在
ル場合ト雖モ、尙ホ其所屬國ノ國法行ハル、
(ハ)公海ニ於ケル本國船舶、公海ハ何レノ國ノ所屬ニモ

(二)人ニ關
スル法ノ
効力

(三)時ニ關
スル法ノ
効力

ア、ラズ、故ニ公海上ノ船舶ニハ、其船舶所屬國ノ國法ヲ適
用ス、
(二)人ニ關スル法ノ効力、苟モ法ノ支配ヲ受クベキ地位ニ
在ル者ガ、領土ノ上ニ在ル時ハ、内外人ヲ問ハズ、其法ニ服從
スル義務ヲ有ス、然レドモ、左ノ者ニ對シテハ假令自國ノ領
土ニ住居スル場合ニ於テモ、國法ヲ適用セズ、
(イ)自國ノ統治者
(ロ)外國ノ君主大統領及其從者
(ハ)外國ノ外交官及其家族從者
(ニ)外國ノ軍隊
(ホ)條約ニ依リ領事裁判權ノ下ニ立ッ人民
(三)時ニ關スル法ノ効力、法ハ公布ノ時ヨリ拘束力ヲ有ス
ト雖モ、便宜ノ爲メ通例施行期ヲ附ス、施行期ハ法律ト命令

法ノ消滅

トニ依リテ異ナリ、法律ハ特ニ施行期限ヲ定メザル限ハ、公布後二十日ヲ以テ實施シ、命令ハ特ニ施行期ヲ定メザル限ハ、各府縣官報到達後七日ヲ以テ施行ス、但シ兩者共公布ノ日ヨリ實施スルコトヲ定ムルモ妨ナシ、

法ノ効力ハ、原則トシテ既往ニ遡ラズ、換言スレバ、法ハ其公布以前ニ生ジタル事實ニ適用セラレザルコトヲ本則トス、但シ立法者ハ、特ニ明文ヲ以テ法ニ遡及力ヲ附與スルコトヲ妨ケザルナリ、

國法ハ左ノ事由ニ因リテ廢滅ニ歸ス、

- (一) 法カ豫メ定メタル實施期間ノ滿了
- (二) 法カ規定セル事項ノ滅失
- (三) 明示ノ廢止
- (四) 新舊兩法ノ牴觸ニ因ル舊法ノ廢止

實施期間ヲ豫定セル國法ハ、其期間ノ滿了ト共ニ當然廢滅ニ歸ス、法ノ規定セル事項ガ滅失スレバ、其事項ヲ定メタル國法ハ消滅ス、國立銀行條例ガ國立銀行ノ閉鎖ト共ニ廢滅ニ歸セシガ如キ是レナリ、明示ノ廢止トハ、新法ヲ以テ舊法ヲ廢止スル旨ヲ明言スル場合ヲ謂フ、新舊兩法ノ牴觸ニ因ル舊法ノ廢止トハ、効力ノ同じキ國法ノ間ニ於テハ、新法ト舊法トガ牴觸スレバ、其牴觸ノ部分ニ限り、舊法ガ廢止セラ

ル、原則ヲ謂フナリ、

第二編 公法大意

第一章 天皇

天皇

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス、天皇ハ統治權ノ總攬者ナリ、是レ我ガ憲法ノ言明スル所ナリ、然レドモ日本帝國ノ統治權ガ天皇ニ屬スルコトハ、憲法ニ依リテ定マリタルニアラズ、幾千年來ノ國體ノ大本ヲ、憲法ニテ宣言シタルニ過キズ、他日憲法ヲ改廢スルモ、天皇ハ依然トシテ統治者ナリ、統治者タル天皇ガ憲法ヲ作ルモノナリ、憲法ガ天皇ヲ作ルニハアラザルナリ、

天皇ノ不侵

天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス、神聖ニシテ侵スベカラズトハ、人力ヲ以テ侵スベカラザルノ謂ナリ、天皇ヨリ云ヘバ、何人ニ對シテモ責任ヲ負ハザルノ義ナリ、國法上ノ責任ト

皇位ノ繼承

ハ、自己ノ行爲ニ對シ、主權ノ作用ニ依リテ、不利益ヲ加ヘラル、コトヲ謂フ、天皇ハ主權者ナリ、故ニ自己ノ行爲ニ付テ法律上何等ノ責ヲ負ハズ、是レ即チ天皇ノ不可侵權ナリ、天皇ノ位ヲ皇位ト稱ス、皇位ニ即ケル自然人ガ即チ天皇ナリ、皇位ハ永遠ニ存續スレトモ、人ニハ生死アリ、之ヲ以テ皇位ノ繼承ヲ生ス、皇位ノ繼承ハ同時ニ又統治權ノ繼承ナリ、皇位ノ繼承ハ、天皇ノ崩御ニ因ルノ外、他ノ事由ニ因リテ開始セズ、是レ皇室典範第十條ノ明言スル所ナリ、皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ、祖宗ノ皇統ニシテ、男系ノ男子之ヲ繼承ス、祖宗ノ皇統タルコトヲ要スルハ、皇位ノ繼承ガ祖宗ノ血統ヲ相續スルモノタル必然ノ結果ナリ、男系トハ男子ノ系統ヲ謂フ、父ヲ本トスレバ、其男子ノ子ハ男系ニシテ、女子ノ子ハ女系ナリ、男系ノ男子ニ限ルガ故ニ、男系ノ女子又

皇位繼承ノ順位

ハ女系ノ男子ニハ皇位ノ繼承權ナシ、
皇位ハ皇長子ニ傳フ、皇長子在ラザルトキハ皇次子及其子孫ニ傳フ、以下皆之ニ例ス、皇子孫皆在ラザルトキハ皇兄弟及其子孫ニ傳フ、皇兄弟及其子孫皆在ラザルトキハ皇伯叔父及其子孫ニ傳フ、皇伯叔父及其子孫皆在ラザルトキハ其以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ、

攝政

皇位ハ一日モ空クスル能ハズ、然レトモ人ニ老幼アリ、疾病其他ノ故障アリ、之ヲ以テ幼少ノ皇太子ガ踐祚セラル、コトアルベク、又天皇ガ肉體上精神上ノ故障ニ由リテ、大政ヲ親ラシ給フ能ハザルコトアルベシ、是レ攝政ノ必要アル所以ナリ、攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル、皇室典範ノ規定ニ依レバ、天皇未ダ成年(滿十八歲)ニ達シ給ハザルトキハ、當然ニ攝政ヲ置キ、又天皇久シキニ亘ルノ故障ニ由リ

攝政ノ順位

大政ヲ親ラシ給フコト能ハザルトキハ、皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク、攝政ノ順位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リテ一定セリ、皇族會議モ樞密顧問モ、單ニ天皇ニ久シキニ亘ルノ故障アリテ、大政ヲ親ラシ給フコト能ハサルヤ否ヤノ事實ヲ決スルニ過ギズ、此事實決セラルレハ、皇室典範ノ定ムル順位ニ在ル者當然攝政ニ任ズルナリ、

攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫(皇太子皇太孫ノ成年ハ滿十八歲トス)之ニ任ズ、皇太子皇太孫アラザルカ、又ハ未ダ成年ニ達セザルトキハ、(一)親王及王(二)皇后(三)皇太后(四)太皇太后(五)內親王及女王ノ順位ニ依リ攝政ニ任ズ、但シ皇太子及皇太孫ガ成年ニ達シタルトハ、既ニ攝政タル他ノ皇族ハ、皇太子又ハ皇太孫ニ對シテ其任ヲ讓ル、未成年者皇太子皇太孫以外ノ皇族ノ成年ハ滿二十歲及配偶アル女子

ハ攝政タルコトヲ得ズ、
攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ、大權トハ統治權ノ義ナ
リ、攝政ノ行爲ハ凡テ天皇ノ行爲トシテ其効力ヲ有ス、何ト
ナレバ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フヲ以テナリ、但シ憲法及
皇室典範ハ、攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ズ、
天皇ハ統治者ナリ、統治者ノ權能ハ廣キ推定ヲ受ク、苟モ法
ガ之ヲ他ノ機關ニ委任セザル限りハ、一切ノ統治權能ハ天
皇ノ有スル所ナリ、然レドモ我憲法ハ重要ナル事項ヲ列舉
シテ、天皇ガ親裁シ得ヘキモノタルコトヲ明ニセリ、天皇ガ
親裁シ得ヘキ事項ニシテ、憲法ガ特ニ列記セシモノヲ憲法
上ノ大權ト稱ス、即チ左ノ如シ、
一、法律ヲ裁可シ、及其公布執行ヲ命スル權、
二、帝國議會ヲ召集シ、其開會、閉會、停會、及衆議院ノ解散ヲ命

スル權、

三、公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要
ニ由リ、帝國議會閉會ノ場合ニ於テ、法律ニ代ルヘキ勅令
ヲ發スル權、

四、行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ、及文武官ヲ任免
スル權、

五、陸海軍ヲ統帥シ、其編制及常備兵額ヲ定ムル權、

六、宣戰講和ノ權、及條約締結權、

七、戒嚴宣告ノ權、

八、爵位勳章及其他ノ榮典ヲ授與スル權、

九、大赦特赦減刑及復權ヲ命スル權、

第二章 臣民

臣民トハ統治セラル、人ヲ謂フ、臣民ハ絶對ニ其所屬國ノ統治權ニ服從スベキ身分ヲ有スルモノナリ、絶對ト云フコトハ無制限ト云フ意ニハアラズ、唯統治權ノ正當ナル行使ニ對シテハ、常ニ服從スベシト云フ意ナリ、憲法發布ノ後ハ、統治權者モ亦一定ノ形式ヲ踐マザレハ、其統治權ヲ行使スル能ハザルニ至リシガ故ニ、臣民モ亦一定ノ範圍ニ於テ服從ノ義務ヲ負フ、此點ヨリ云ヘバ臣民ノ服從ニハ一定ノ限度アリ、然レドモ苟モ統治權者ガ正當ノ形式ヲ踐ミテ行使スル統治作用ニハ、全然服從セザルベカラズ、此意味ニテハ臣民ノ服從ハ絶對ナリ、此點誤解ナカラシムコトヲ要ス、憲法ノ下ニハ統治權者モ一定ノ範圍ニ於テ其無限ノ權力ヲ抑制シ、臣民モ亦タ無條件ノ服從ヲ強要セラル、コトナシ、是レ臣民ガ國家ニ對シテ權利ヲ有シ得ル所以ナリ、

權利トハ法ノ保護ニ依リテ主張シ得ベキ各人ノ利益ヲ謂フ、我憲法ハ第二章ニ於テ臣民ノ權利義務ヲ定ム、憲法上ノ臣民ノ權利ヲ大別スレハ、(一)一定ノ範圍ニ於テ統治權者ヨリ侵サレサル權、(二)統治權者ノ行爲ヲ要求スル權、(三)參政權ノ三者トナル、今憲法ノ規定スル臣民ノ權利ヲ舉グレバ左ノ如シ、

- (一) 法律命令ノ定ムル資格ニ應シ、均シク文武官ニ任セラレ、及其他ノ公務ニ就クコトヲ得ル權、是レ即チ參政權ナリ、
- (二) 法律ニ依ルニ非スシテ、居住移轉ノ自由ヲ制限セラレサル權、
- (三) 法律ニ依ルニ非スシテ、逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナキ權、

- (四) 法律ニ依ルニ非スシテ、其許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラル、コトナキ權、
- (五) 法律ニ定メタル場合ノ外、信書ノ祕密ヲ侵サレサル權、
- (六) 所有權ヲ侵サレサル權、
- (七) 安寧秩序ヲ害セス、臣民ノ義務ニ背カサル限、信教ノ自由ヲ侵サレサル權、
- (八) 法律ニ依ルニ非スシテ、言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ制限セラレサル權、
- 以上(二)乃至(八)ハ、皆是レ一定ノ範圍ニ於テ統治權者ヨリ侵サレサル權利ナリ、
- (九) 法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クル權、
- (十) 相當ノ敬禮ヲ守リ請願ヲ爲スノ權、
- 右兩者ハ、統治權者ノ行爲ヲ要求スル權利ナリ、

次ニ憲法ハ臣民ノ義務トシテ、左ノ二者ヲ掲ケタリ、

(一) 法律ノ定ムル所ニ從ヒ、兵役ニ就クノ義務、

(二) 法律ノ定ムル所ニ從ヒ、租税ヲ納ムル義務、

臣民ハ國權ノ作用ニ服從スベキ一般的ノ義務ヲ有ス、故ニ臣民ノ義務ハ、決シテ右ノ兩者ニ限ルコトナシ、然ルニモ拘ラズ、憲法ガ特ニ此二者ヲ舉ケタル所以ノモノハ、兵役納税ノ義務ハ、特ニ重大ナル負担タルヲ以テナリ、兵役トハ、義勇奉公ノ志ヲ以テ國ノ戰鬪力ノ一部ヲ組織スル義務ヲ謂ヒ、納税トハ、國家ノ公費ニ充ツル爲メ、國家ガ無償ニテ命スル金錢ヲ納附スルコトヲ謂フ、共ニ臣民ノ生命身體並ビニ財産ニ最も重要ノ關係ヲ有スルモノナルヲ以テ、國家ハ法律ノ規定ニ依ルノ外、此等ノ義務ヲ命ゼザルベキコトヲ明ニセムカ爲ニ、特ニ之ヲ憲法ニ掲ゲタルナリ、

我國民ハ義勇奉公ノ精神ニ富ム、寔ニ喜ブベシ、然レドモ租税ノ事ニ至リテハ、時ニ不正ヲ敢テシテ其納付ヲ免レムトスル者ナキニアラズ、思ハサルノ甚タシキモノナリ。

第三章 統治機關

憲法上ノ統治機關ノ重ナルモノハ、國務大臣、樞密顧問、帝國議會、會計檢査院及裁判所ナリ、本章ニハ國務大臣、樞密顧問及ヒ帝國議會ヲ舉クルニ止メ、裁判所ノ事ハ後ニ統治權ノ作用ノ章ニ於テ之ヲ述ベントス、會計檢査院ハ之ヲ省ケリ、

第一節 國務大臣及樞密顧問 第一 國務大臣

國務大臣

國務大臣ハ、天皇ヲ輔弼シ其責ニ任ズ、凡テ法律勅令其他國務ニ關ル詔勅ハ、國務大臣ノ副署ヲ要ス、輔弼トハ、天皇ガ其大權ヲ行ハセラル、ニ當リ、之ニ意見ヲ奉リ、又其施行ヲ司トルコトヲ謂ヒ、副署トハ、法律勅令其他國務ニ關ル詔勅ニ其名ヲ署スルコトヲ謂フ、副署ハ實ニ大權ノ行使ガ、國務大臣ノ輔弼ニ依リテ行ハレタルコトヲ公證スル形式ナリ、國務大臣其輔弼ヲ過ラバ、玆ニ責任ヲ生ス、國務大臣責任ノ制度ハ、實ニ立憲政治ノ支柱タリ、君主ハ不可侵ナリ、無責任ナリ、是ニ於テカ、國務大臣ヲシテ天皇ヲ輔弼セシメ、其責ニ任セシム、君主ノ大權カ其當ヲ得ザルモノアルハ、全ク國務大臣ニ輔弼ノ過アルニ因ル、故ニ大權ノ行使ガ其道ヲ愆ルトキハ、國務大臣ハ君命ヲ藉口シテ、其責ヲ逃ル、コトヲ得ズ、是レ實ニ皇室ノ尊嚴ト安泰トヲ永遠ニ維持センガ爲メナ

國務大臣
各省大臣

リ、
國務大臣ハ入テハ即チ、大權ノ行使ヲ輔弼シ、出テハ即チ行政各部ニ長トナル、然レドモ各省大臣ト國務大臣トハ、必ズシモ同一タルコトヲ要セズ、國務大臣ハ憲法ニ依リテ定メラレタルモノナルガ故ニ、憲法ヲ改廢スルニアラサレハ、之ヲ改廢スルコト能ハズ、之ニ反シ各省大臣ハ、官制ニ依リテ定メラレタルモノナルガ故ニ、官制ヲ改廢シテ各省大臣ヲ改廢スルコトヲ得ベシ、宮内大臣ハ國務大臣ニアラズ、又各省大臣ノ外特旨ニ依リ、國務大臣タル待遇ヲ受クルモノモアルナリ、

第二 樞密顧問

樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ、天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス、國務大臣ハ各自天皇ヲ輔弼シ、各自

樞密顧問

其責ニ任ズルニ反シ、樞密顧問ハ樞密院ト稱スル合議府ヲ組織シ、會議ニ依リテ意見ヲ定ム、且其權限ハ、單ニ天皇ノ諮詢ヲ待テ意見ヲ奉ルニ止マリ、自動的ノ權限ヲ有セズ、天皇ハ樞密院ノ意見ニ拘束セラル、事ナキナリ、
樞密院ハ天皇親臨シテ重要ノ國務ヲ諮詢スル所トシ、左ノ事項ニ付キ、諮詢ヲ待テ意見ヲ上奏ス、

一 皇室典範ニ於テ、其權限ニ屬セシメタル事項、

二 憲法ノ條項、又ハ憲法ニ附屬スル法律勅令ニ關スル草案及疑義、

三 戒嚴ノ宣告、緊急勅令、緊急財政處分、及罰則ノ規定アル勅令、

四 列國交渉ノ條約及約束、

五 樞密院ノ官制及事務規程ノ改正ニ關スル事項、

六 前諸項ノ外臨時ニ諮詢セラレタル事項、
 樞密院ハ行政及立法ノ事ニ關シ、天皇ノ至高ノ顧問タリト
 雖モ、施政ニ干與スルコトナシ、

第二節 帝國議會

帝國議會

貴族院

帝國議會ハ、貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立スル憲法上ノ
 機關ナリ、兩院相合シテ初メテ帝國議會ヲ構成ス、各獨立シ
 テ帝國議會ノ權限ヲ行フ能ハズ、
 貴族院ハ、貴族院令ノ定ムル所ニ依リ、皇族華族及勅任セラ
 レタル議員ヲ以テ組織ス、即チ左ノ如シ、
 (一) 成年ニ達シタル皇族男子、
 (二) 滿二十五歳ニ達シタル公侯爵、
 (三) 滿二十五歳ニ達シタル伯子男爵ニシテ、各其同爵中ヨ

衆議院
 選舉人ノ
 資格

リ選舉セラレタル者、
 (四) 國家ニ勤勞アリ、又ハ學識アル滿三十歳以上ノ男子ヨ
 リ、特ニ勅任セラレタル者、
 (五) 各府縣ニ於テ、土地或ハ工業商業ニ付、多額ノ直接國稅
 ナ納ムル滿三十歳以上ノ男子中ヨリ、一人ヲ互選シテ
 勅任セラレタル者、
 右(一)(二)(四)ニ掲グル者ハ終身議員トシ、(三)(五)ニ掲クル者ノ任
 期ハ七箇年トス、議長副議長ハ議員中ヨリ、七箇年ノ任期ヲ
 以テ勅任ス、
 衆議院ハ、選舉法ノ定ムル所ニ依リ、公選セラレタル議員ヲ
 以テ組織ス、選舉人被選舉人タルベキ資格左ノ如シ、
 第一 選舉人ノ資格
 (一) 帝國臣民タル男子ニシテ、年齡滿二十五年以上ノ者、

被選舉人ノ資格
選舉權及被選舉權ナキ者

- (二) 選舉人名簿調製ノ期日前、滿一年以上其選舉區内ニ住所ヲ有シ、仍引續キ有スル者、
- (三) 選舉人名簿調製ノ期日前、滿一年以上地租十圓以上、又ハ滿二年以上地租以外ノ直接國稅所得稅營業稅十圓以上若ハ地租ト其他ノ直接國稅トヲ通シテ十圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者、
- 家督相續ニ依リ財產ヲ取得シタル者ハ、其財產ニ付、被相續人ノ爲シタル納稅ヲ以テ、其者ノ納稅シタルモノト看做ス、
- 第二 被選舉人ノ資格
- 帝國臣民タル男子ニシテ、年齡滿三十年以上ノ者、
- 第三 選舉權及被選舉權ヲ有セサル者
- 右第一第二ニ掲ゲタル者ト雖モ、左ノ各項ニ當ル者ハ、選舉

被選舉權ナキ者

- 權及被選舉權ヲ有セズ、
- (一) 禁治產者及準禁治產者、
- (二) 身代限ノ處分ヲ受ケ、債務ノ辨償ヲ終ヘサル者、及家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ、其確定シタルトキヨリ、復權ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者、
- (三) 剝奪公權者及停止公權者、
- (四) 禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ、其裁判確定スルニ至ル迄ノ者、
- (五) 華族ノ戸主、
- (六) 陸海軍軍人ニシテ、現役中ノ者、及戰時若ハ事變ニ際シ召集中ノ者、又ハ官立公立私立學校ノ學生生徒、
- 第四 被選舉權ヲ有セザル者
- (一) 神官神職僧侶其他諸宗教師小學校教員之ヲ罷メタル

後三箇月ヲ經過セサル者亦同シ)

(二) 政府ノ爲請負ヲ爲ス者、又ハ政府ノ爲請負ヲ爲ス法人ノ役員、

(三) 選舉事務ニ關係アル官吏吏員ハ、其選舉區ニ於テ被選舉權ヲ有セス(之ヲ罷メタル後、三箇月ヲ經過セサル者亦同シ)、

(四) 宮内官判事檢事行政裁判所長官行政裁判所評定官會計檢査官收稅官吏及警察官吏、

右諸項ニ掲グル官吏以外ノ官吏ハ、其職務ニ妨ナキ限ハ、議員ト相兼ヌルコトヲ得、府縣會議員貴族院議員ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ズ、

帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス、之ヲ常會ト稱ス、其會期ハ三箇月トス、但必要アル場合ニ於テハ、勅令ヲ以テ之ヲ延長スル

帝國議會
ノ召集及
議事

議事

コトアルベシ、尙臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テハ、常會ノ外臨時會ヲ召集ス、臨時會ノ會期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム、此他尙特別會アリ、即チ衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ、勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ、解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スベシ、此議會ハ常會ニモアラズ、又臨時會ニモアラザル特別議會ナリ、其會期ハ三箇月タルコトヲ要セス、勅命ヲ以テ之ヲ定ム、

帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ、兩院同時ニ之ヲ行フ、衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ、貴族院ハ同時ニ停會セラレベシ、

帝國議會
ノ權限

憲法ノ改正ニ付テハ、兩議院ハ各其總員三分ノ二以上出席
スルニ非ザレバ、議事ヲ開クコトヲ得ズ、又出席議員三分ノ
二以上ノ多數ヲ得ルニ非ザレバ、改正ノ議決ヲ爲スコトヲ
得ズ、凡ソ兩議院ノ會議ハ之ヲ公開ス、但シ政府ノ要求又ハ
其院ノ決議ニ依リ、祕密會トナスコトヲ得、

帝國議會ハ、憲法ノ規定ニ依リ、立法及ビ會計ノ事ニ參與ス、
其權限ノ重ナルモノハ左ノ如シ、

- (一) 法律案ノ議定
- (二) 緊急勅令ニ對スル事後承諾、
- (三) 國債ヲ起シ、及豫算外國庫ノ負担トナルベキ契約ニ對
スル協賛權、
- (四) 豫算ノ議定及決算ノ審査、
- (五) 緊急財政處分ニ對スル事後承諾、

豫算議定
權ニ對ス
ル制限

凡テ法律ハ、帝國議會ノ協賛ヲ要ス、議會ノ協賛セザル法律
アルコトナシ、天皇ガ緊急勅令ヲ發シタルトキハ、次ノ會期
ニ於テ帝國議會ニ提出シ、其承諾ヲ求ムルコトヲ要ス、議會
ガ承諾セザルトキハ、其勅令ハ將來ニ効力ヲ失フ、國債ヲ起
シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外、國庫ノ負担トナルベキ
契約ヲ爲スハ、帝國議會ノ協賛ヲ經ベシ、國家ノ歲出歲入ハ、
毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ベシ、若シ豫算ノ款項
ニ超過シ、又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ、後日帝
國議會ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要ス、議會ハ豫算ノ議定ニ付
キ、自由ナル決定力ヲ有スレトモ、其豫算議定權ニハ左ノ制
限アリ、

(い) 皇室經費ハ、現在ノ定額ニ依リ、毎年國庫ヨリ之ヲ支出
シ、將來増額ヲ要スル場合ノ外、議會ノ協賛ヲ經ルヲ要

セス、

(ろ) 法律ノ結果ニ由リテ爲スヘキ支出、及勅令ニ依ル支出ニシテ前年度ノ議會ニ於テ協賛ヲ經タルモノハ、政府ノ同意ナクシテ、帝國議會之ヲ廢除、削減スルコトヲ得ス、

(は) 繼續費トシテ既ニ協賛ヲ與ヘタル支出ニ對シテハ其支出ヲ後ニ至リテ拒ムコト能ハス、

(に) 豫備費ヲ削ル能ハス、但其額ノ増減ハ此限ニアラス、公共ノ安全ヲ保持スル爲、緊急ノ需用アル場合ニ於テ、内外ノ情形ニ因リ、政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハザルトキハ、勅令ニ依リ、財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得、此場合ニ於テハ、次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ、其承諾ヲ求ルヲ要ス、

豫算ノ提出權ハ、政府ノミ之ヲ有ス、豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スベシ、帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セズ、又ハ豫算成立ニ至ラザルトキハ、政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スベシ、

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル議案ハ、同會期中再ヒ提出スルコトヲ得ズ、兩議院ハ法律又ハ他ノ事件ニ付、各其意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得、但シ其採納ヲ得ザルモノハ、同會期中ニ於テ、再ヒ建議スルコトヲ得ズ、此他兩院ハ各法律案ノ提出權ヲ有シ、又臣民ヨリ提出スル請願ヲ受理スルノ權ヲ有ス、又天皇ニ、上奏スルノ權アリ、

第四章 統治權ノ作用

第一節 立法

立法

廣ク立法ト云ヘハ、國法ヲ制定スル國權ノ作用ヲ總稱ス、故

法律ノ制

(一) 法律案ノ提出

ニ勅令其他ノ命令ヲ定ムルコトモ亦立法ト云ヒ得ベシ、然レトモ、立憲政治ノ下ニ於テハ、立法ハ法律ト稱スル國法ヲ制定スル統治權ノ作用ノミニ限ラル、文字トナレリ、故ニ爰ニ述フル所モ亦、法律ヲ制定スル行爲ナリト解スベシ、法律ノ制定ハ、之ヲ四段ノ行爲ニ分ツコトヲ得ベシ、(一) 法律案ノ提出、(二) 法律案ノ議定、(三) 法律案ノ裁可、(四) 法律ノ公布是レナリ、

(一) 法律案ノ提出

法律案ノ提出權ハ、政府貴族院衆議院ノ三者平等ニ之ヲ有ス、法案ノ提出トハ、制定セムトスル法律案ヲ、政府ガ議院ニ提出スルカ、又ハ各議院ニ於テ法律案トシテ議決シタル後、他ノ議院ニ回付スルコトヲ謂フ、議員ノ提出スル法律案ナルモノナシ、普通ニ某々議員ノ提出案ト謂フハ、議院ガ其案

(二) 法律案ノ議定

法律案トシテ議決シ、他ノ議院ニ提出センコトヲ求ムル發議ニ過ギズ、政府カ法律案ヲ提出スルハ、何レノ院ヲ先キニスルモ可ナリ、是レ豫算案ト法律案ト異ナル所ナリ、豫算案ハ必ス先ツ衆議院ニ提出スベキモノナリ、

(二) 法律案ノ議定

法律案ノ議定トハ、帝國議會ガ法律案ノ内容ヲ、確定的ニ議決スルコトヲ謂フ、兩院ハ各法律案ヲ議決シ、修正シ、又ハ否決スル權ヲ有スレドモ、法律案カ確定スルハ、必ズ兩議院ノ議決ガ一致スル時ニノミ限ルモノナリ、故ニ一院ノミガ議決スルモ、法律案ノ議定トハナラズ、未ダ一院ノ議決ヲ經ズ、又一院ノ議決ヲ經ルモ、兩院ノ議決ヲ經ザル一切ノ議案ハ、會期不繼續ノ原則ニ依リ、閉會ト共ニ消滅ニ歸シ、後會ニ繼續セズ、從テ次ノ會期ニ於テ、同一ノ議案ヲ決議セムトセハ

(三) 法律案ノ裁可

(四) 法律ノ公布

新ニ前ト同一ノ手續ヲ經ザルベカラズ、凡テ議案ハ、最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ、國務大臣ヲ經テ之ヲ奏上ス、

(三) 法律案ノ裁可

法律案ノ裁可トハ、議案ノ嘉納ト謂フ義ナリ、其効力ヨリ云ヘバ、立法ヲ完成スル最終ノ手續ナリ、法律ハ裁可ニ依リテ成立ス、裁可ノ形式ハ、一定ノ法律案ヲ裁可スル旨ヲ宣言シ、御名ヲ署シ御璽ヲ鈐シ、內閣總理大臣年月日ヲ記入シ、主任大臣ト共ニ之ニ副署ス、各省專任ノ事務ニ屬スルモノハ、主任大臣年月日ヲ記入シテ副署ス、兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ、次ノ會期迄ニ公布セラレザルモノハ、不裁可ノモノト知ルベシ、

(四) 法律ノ公布

法律ハ官報ヲ以テ公布ス、公布ハ法律ヲ外部ニ發表シ、臣民

司法

第二節 司法

及國家ノ官廳ヲシテ、法律ノ成立ヲ知ラシムルモノナリ、法律ハ公布ノ日ヨリ實施スルコトヲ妨ゲザレドモ、我國ニテハ公布ノ後二十日ヲ經テ施行スルコト、ナレリ、

法律ノ効力ハ命令ニ優ル、故ニ命令ヲ以テ法律ヲ變更スル能ハズ、但シ緊急勅令ヲ以テスルハ此限ニ非ズ、

廣ク云ヘハ司法トハ、法規ノ侵害又ハ論爭ニ對シ、當事者間ノ爭訟ノ形式ニテ之ヲ審判シ、以テ法規ヲ維持スル作用ヲ謂フ、此點ヨリ云ヘハ、行政裁判モ權限裁判モ、凡テ司法ノ中ニ入ルヘシ、然レトモ司法ノ文字ハ沿革的ノ意義ヲ有シ、民事刑事ノ裁判ヲ爲ス作用ノミヲ指スモノナリ、故ニ司法ハ、民事刑事ニ關スル裁判ヲ爲ス國權ノ働ナリト解シテ可ナ

裁判所	司法裁判所	特別裁判所	通常裁判所
リ、司法權ハ天皇ノ名ニ於テ裁判所之ヲ行フ、司法權ノ行使ハ、天皇ノ意思ニ依リテ左右セラレザル、裁判所ニ委任シテ行使セシムルヲ要スルコト、憲法ノ言明スル所タリ、裁判所ノ構成及ヒ訴訟ノ手續ハ、法律ヲ以テ定ムルコトヲ要ス、	司法裁判所ハ、民事刑事ノ裁判ヲ司トル所ナリ、此中更ニ通常裁判所ト特別裁判所トノ二種アリ、前者ハ裁判所構成法ニテ定マリタル裁判所ヲ指シ、後者ハ陸軍々法會議海軍々法會議領事廳等ノ如ク、裁判所構成法以外ノ特別法律ニテ定マリタル裁判所ヲ指ス、以下専ラ通常裁判所ニ付テ述ヘン、	通常裁判所ヲ分テ四トナス、區裁判所、地方裁判所、控訴院及大審院是レナリ、	

區裁判所	地方裁判所	控訴院
區裁判所ノ裁判權ハ、單獨判事之ヲ行フ、其權限ハ輕易ナル民事刑事ノ爭訟事件、及一定ノ範圍ニ於ケル非訟事件ナリ、	地方裁判所ノ裁判權ハ、三人ノ判事ヲ以テ組織スル、合議制ノ部ニ於テ之ヲ行フ、中一人ハ裁判長トシ、訴訟ノ審理手續ヲ監督セシム、地方裁判所ノ權限ハ、第一審トシテハ、區裁判所及大審院ノ特別權限ニ屬セザル一切ノ事件、第二審トシテハ、區裁判所ノ判決ニ對スル控訴、及區裁判所ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告ノ取扱ナリ、	控訴院ノ裁判權ハ、五人ノ判事ヲ以テ組織スル、合議制ノ部ニ於テ之ヲ行フ、中一人ヲ部長トシ、部ノ事務ヲ監督セシム、控訴院ノ權限ハ、地方裁判所ノ第一審判決ニ對スル控訴、區裁判所ノ判決ニ對スル控訴ニ付キ、地方裁判所ノ爲シタル判決ニ對スル上告、及地方裁判所ノ決定及命令ニ對スル法

大審院

律ニ定メタル抗告ノ取扱ナリ、
 大審院ノ裁判權ハ、七人ノ判事ヲ以テ組織スル、合議制ノ部
 ニ於テ之ヲ行フ、中一人ヲ部長トシ、部ノ事務ヲ監督セシム、
 大審院ノ權限ハ終審トシテハ、控訴院ガ爲シタル控訴判決
 ニ對スル上告、及控訴院ノ決定、及命令ニ對スル法律ニ定メ
 タル抗告ヲ取扱ヒ、第一審トシテハ、皇室ニ對スル重罪、國事
 ニ關スル重罪、竝ニ皇族ノ犯シタル罪ニシテ、禁錮又ハ更ニ
 重キ刑ニ處スベキモノ、豫審及裁判ヲ取扱フ、
 各裁判所ニ檢事局、及ヒ書記課ヲ附置ズ、檢事ハ刑事ニ付キ
 テ公訴ヲ提起シ、其取扱上必要ナル手續ヲ爲シ、法律ノ正當
 ナル適用ヲ請求シ、其判決ノ執行ヲ監視シ、又民事ニ付テモ、
 必要ナリト認ムルトキハ、通知ヲ求メ意見ヲ述ブルコトヲ
 得、又裁判所ニ屬シ、又ハ之ニ關スル司法及ヒ行政事件ニ付

檢事局

書記課

執達吏

公證人

辯護士

公益ヲ代表シテ、法律上其職權ニ屬スル監督事務ヲ行フ、書
 記課ハ、往復會計記錄其他法律ニ定メタル事件ヲ取扱フ、
 區裁判所ニ執達吏ヲ置キ、裁判所ヨリ發スル文書ノ送達、及
 ヒ裁判ノ執行ヲ掌ラシム、
 區裁判所管内ニ一定ノ員數ノ公證人ヲ置ク、公證人ハ人民
 ノ囑託ニ應シ、民事ニ關スル公正證書ヲ作ルヲ以テ職務ト
 ナス、公證人ノ作りタル公正證書ハ、完全ノ證據ニシテ、其正
 本ニ依リ裁判所ノ命令ヲ得テ、執行スル力アルモノトス、
 地方裁判所管内ニ辯護士ヲ置ク、辯護士ハ當事者ノ委任ヲ
 受ケ、又ハ裁判所ノ命令ニ從ヒ、通常裁判所ニ於テ法律ニ定
 メタル職務ヲ行フモノトス、但シ特別法ニ因リ、特別裁判所
 ニ於テ其職務ヲ行フコトヲ妨ゲズ、
 司法權ノ行使ハ、人ノ生命身體自由財產等ニ對シ、極メテ重

大ナル關係ヲ有ス、之ヲ以テ其手續ヲ嚴ニシ、裁判ト稱スル形式ニ依リテ之ヲ行フコト、セリ、裁判トハ、原告被告間ノ争ニ對シ、裁判所ガ法ヲ適用シテ權利關係ヲ確定シ、又ハ犯罪人ニ刑罰ヲ宣告スルコトヲ謂フ、民事ニ付キ原告被告アルハ言ヲ俟タス、刑事裁判ニ於テモ、檢事ハ原告官トシテ犯人ニ對シテ刑罰法規ヲ適用スルコトヲ裁判官ニ請求ス、原告被告ノ存在ト裁判所トハ、司法ト云フ觀念ノ要素ナリ、裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス、是レ憲法ノ明言スル所、立法ノ趣旨ハ、或ハ裁判官ノ私曲ヲ防ギ、或ハ人民ヲシテ法律思想ヲ涵養セシムルニ在リ、但シ其公開ガ、安寧秩序又ハ風俗ヲ害スル虞アルトキハ、法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ、對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得、此場合ニ於テモ、判決言渡公之ヲ公開セザルベカラズ、

第一項 民事訴訟

民事訴訟ハ、民事ノ主法ニ基ク法律關係ヨリ起ル、當事者間ノ争ヲ裁判スル手續ナリ、民事訴訟ニハ、通常手續ト特別手續トアリ、通常手續ニモ、正則ノモノト變則ノモノトアリ、又裁判所ノ階級ニ依リテ其手續ヲ異ニス、茲ニハ專ラ地方裁判所ニ於ケル正則通常手續ヲ述ベン、
裁判ノ手續ハ起訴ニ始マリ、答辯、口頭辯論、證據調ヲ經テ、判決ニ終ル、起訴トハ原告カ法定ノ訴狀ヲ裁判所ニ提出スルヲ謂フ、訴狀カ適法ニ提出セラレタルトキハ、裁判長ハ辯論期日ヲ定メ、訴狀謄本ヲ相手方ニ送附ス、訴狀送達ト口頭辯論期日トノ間ニハ、二十日ノ應訴期間アルコトヲ要ス、被告カ訴狀謄本ノ送達ヲ受ケタル時ハ、十四日以内ニ答辯書ヲ差出スヘシ、口頭辯論ハ、法廷ニ出頭セル當事者カ、互ニ其主

張スル事實ニ付キ陳述スルコトヲ謂フ、當事者ハ自己ノ主張スル事實ヲ證明スル義務アリ、但シ一定ノ事實ニ付テハ、法律ハ主張者ニ立證ノ責ナキコトヲ定ム、證據ノ方法ハ、檢證人證書證鑑定及本人訊問等ニ依ル、辯論證據調ヲ經テ判決ヲナスニ熟シタルトキハ、裁判所ハ終局判決ヲ以テ、請求ノ全部又ハ一部ニ付キ、判決ヲ言渡スベシ、判決ハ書面ニ記載スヘク、其言渡ハ判決主文ノ朗讀ニ依リテ之ヲ爲ス、期日ニ出頭セズ、出頭スルモ辯論セザル當事者ニ對シテハ、相手方ノ申立ニ由リ、闕席判決ヲ言渡スヘク、此判決ニ對シテハ、故障ノ申立ヲ爲スコトヲ得ベシ、

對席判決ニ付キテハ、上訴即チ控訴上告ノ方法ニ依リ、不服ヲ申立ツルコトヲ得、不服ヲ申立ツルコトヲ得サル判決ヲ確定判決ト謂フ、確定判決ハ公力ニ依リ、之ヲ強制執行スル

コトヲ得ベシ、但シ特別ノ場合ニ於テハ、確定判決ニ對シテモ、取消ノ訴又ハ原狀回復ノ訴ニ依リ、再審ヲ求ムルコトヲ得ベシ、

第二項 刑事訴訟

刑事訴訟

刑事訴訟トハ、犯罪人ニ對シテ刑罰法規ヲ適用スル司法權ノ作用ナリ、其手續ハ、犯罪搜查ニ始マリ判決ニ終ル、檢事ハ被害者ノ告訴、第三者ノ告發、又ハ現行犯等ノ事由ニ因リ、犯罪アルコトヲ認知シ、又ハ犯罪アリト思料スルトキハ、其犯人及ヒ證據ヲ搜查スルコトヲ要ス、檢事ガ搜查ヲ終リタルトキハ、犯罪ノ輕重ニ從ヒ、或ハ豫審判事ニ豫審ヲ求メ、或ハ直ニ裁判所ニ訴ヲ提起ス、之ヲ公訴ノ提起ト謂フ、公訴ハ檢事カ國家ヲ代表シ、犯人ヲ裁判所ニ訴フルモノナリ、

豫審判事カ檢事ノ起訴ニ依リ、事件ヲ受理シタルトキハ、犯

豫審

起訴

保 釋	責 付	公 判
人ノ罪跡ヲ明ニスベキ一切ノ證據ヲ蒐集シ、公判ノ準備ヲ爲スコトヲ要ス、豫審判事ハ必要ニ應ジ、被告人ニ對シ勾引狀ヲ發シ、又ハ勾留狀ヲ發スルコトヲ得、但シ豫審判事ハ、被告人ノ請求ニ因リ、檢事ノ意見ヲ聽キタル上、保證ヲ立テシメ、何時ニテモ呼出ニ應ジテ出廷スヘキ證書ヲ徴シタル後、其勾留ヲ釋クコトヲ得、之ヲ保釋ト云フ、保釋ノ請求ナクトモ、豫審判事ハ、檢事ノ意見ヲ聽キ、被告人ヲ其親屬故舊ノ保監ニ付スルコトヲ得、之ヲ責付ト云フ、豫審ノ審理ヲ終ルトキハ、豫審判事ハ決定ヲ以テ豫審ヲ終結ス、此決定ニ於テハ、或ハ被告人ヲ免訴シ、或ハ之ヲ管轄裁判所ノ公判ニ付スル言渡ヲナス、豫審ハ之ヲ公開セズ、 公判ハ、判事檢事裁判所書記出廷シテ之ヲ行フ、公判ハ被告人ノ訊問ニ始マリ、證據調ヲ爲シ辯論ヲ經、裁判言渡ヲ以テ		

犯 罪
終ル、公判ハ之ヲ公開ス、但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スル虞アルトキハ、公開セサルコトヲ得、レドモ、判決ノミハ常ニ公開セザルベカラズ、被告人又ハ其代人公判ノ期日ニ出頭ザザルトキハ、檢事ノ請求ニ依リ闕席判決ヲ言渡ス、 檢事其他訴訟關係人ハ、法律ニ許シタル上訴ヲ爲スコトヲ得、上訴ニハ控訴ト上告トノ二アリ、此他闕席判決ニ對シテハ故障ノ申立ヲ爲スコトヲ得、上訴スル能ハザル程度ニ達シタル判決ヲ確定判決ト云フ、確定判決ハ之ヲ執行ス、但シ一定ノ條件ノ下ニ於テ、非常上告又ハ再審ノ訴ヲ許スコトアリ、 刑事訴訟ニ關連シテ、犯罪及ヒ刑罰ノ何タルカヲ略述スル必要アリ、 犯罪トハ、刑罰法規ニ列舉セル有責違法ノ行爲ヲ謂フ、刑罰

刑罰	犯罪ノ種類
ナ科セラルベキ行爲ニアラザレハ犯罪ニアラズ、刑罰ヲ科セラルベキ行爲ニテモ、之ヲ行フ者ニ責任能力ナキ時ハ、犯罪ハ成立セス、又責任能力アル者カ、刑罰法規ニ列舉セル行爲ヲ爲スモ、其行爲ガ適法ノモノニシテ、違法ノモノニアラザル限ハ、犯罪トナラス、幼者精神病者ノ如キハ責任能力ナク、又正當ノ業務ニ依リテ人ノ身體ヲ損傷殴打スル醫師按摩等ノ行爲ハ、違法ニアラザルカ故ニ、犯罪トナラザルナリ、犯罪ニ重罪・輕罪及ヒ違警罪ノ別アリ、此區別ハ、犯罪ニ科スル刑罰ノ區別ニ基クモノナリ、茲ニ於テカ刑罰ノ何タルカヲ説明シ、又何カ重罪ノ刑タリ、輕罪ノ刑タリ、違警罪ノ刑タルカヲ區別スルノ要アルヲ見ル、 刑罰トハ、犯罪ノ制裁トシテ、國家カ一私人ノ利益ヲ剝奪スルコトヲ謂フ、利益ニハ生命身體自由名譽財産等ノ區別アリ、	

主刑附加刑	重罪主刑ノ種類	輕罪主刑ノ種類	違警罪主刑ノ種類
リ、故ニ刑罰ニモ亦、死刑身體刑自由刑名譽刑及ヒ財産刑ノ區別アリ、但シ體刑即チ人ノ身體ヲ毀損スル刑ハ、今日殆ント存在セズ、唯答刑ノ如キハ、野蠻人ニ對スル刑罰トシテ尙行ハレツ、アリ、 刑ニ主刑ト附加刑トノ區別アリ、主刑ハ之ヲ宣告シ、附加刑ハ或ハ別ニ宣告スルコトアリ、又ハ一定ノ主刑ニ對シテハ、別ニ宣告ヲ用キズシテ、一定ノ附加刑ヲ科スルコトアリ、 重罪ノ主刑ヲ分テ九種トス、(一)死刑(二)無期徒刑(三)有期徒刑(四)無期徒刑(五)有期徒刑(六)重懲役(七)輕懲役(八)重禁獄(九)輕禁獄是レナリ、 輕罪ノ主刑ヲ分テ三種トス、(一)重禁錮(二)輕禁錮(三)罰金是レナリ、 違警罪ノ主刑ヲ分テ二種トス、(一)拘留(二)料料是レナリ、			

附加刑ノ種類

附加刑ニ五種アリ、(一)剥奪公權、(二)停止公權、(三)監視、(四)罰金、(五)沒收是レナリ、

剥奪公權

剥奪公權ハ、左ノ權ヲ剥奪ス、

- 一 國民ノ特權、即チ參政權、
- 二 官吏ト爲ルノ權、
- 三 勳章年金位記貴號恩給ヲ有スルノ權、
- 四 外國ノ勳章ヲ佩用スルノ權、
- 五 兵籍ニ入ルノ權、
- 六 裁判所ニ於テ證人ト爲ルノ權、但單ニ事實ヲ陳述スルハ此限ニ在ラス、
- 七 後見人ト爲ルノ權、但親屬ノ許可ヲ得テ、子孫ノ爲メニスルハ此限ニ在ラス、
- 八 分散者ノ管財人ト爲リ、又ハ會社及ヒ共有財産ヲ管

理スルノ權、

九 學校長及ヒ教師學監ト爲ルノ權、

停止公權

停止公權トハ、一定期間右諸項ノ權利ヲ行フコトヲ停止スルヲ謂フ、

監視

沒收

監視ハ、主刑ノ終リタル後、仍ホ將來ヲ檢束スル爲メ、警察官吏ヲシテ、犯人ノ行狀ヲ監視セシムルモノヲ謂ヒ、沒收トハ、(一)法律ニ於テ禁制シタル物件、(二)犯罪ノ用ニ供シタル物件、(三)犯罪ニ因テ得タル物件ヲ、國家力取り上グルコトヲ謂フ、凡テ裁判官ハ、獨立ノ解釋ヲ以テ法令ヲ適用ス、何人モ裁判官ニ對シテ、法令ノ適用ニ付キ命令ヲ下ス能ハズ、裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外、其職ヲ免ゼラル、事ナシ、懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム、

第三節 行政

行政

行政ニ廣狹二義アリ、廣キ意味ニ於テ行政ト云ヘハ、統治權ノ作用中、立法及司法ヲ除キタル殘餘ノモノヲ指シ、狹キ意味ニ於テ行政ト云ヘハ、廣義ノ行政中ヨリ、更ニ天皇ノ親裁セラル、行爲ヲ除キタル殘餘ノモノヲ指ス、我國ニテ普通ニ行政ト云ヘハ、狹義ノ行政ヲ意味スルモノト知ルヘシ、行政ハ、其公ノ安寧秩序ヲ保持シ、臣民ノ幸福ヲ増進スル作用ナリ、行政ノ作用ハ、第一ニ立法ニ依リテ拘束セラル、換言スレハ、行政ハ法律ノ規定ニ違反スル能ハズ、第二ニ行政ハ、天皇ノ發スル勅令ニ遵據セザルベカラズ、法律ト勅令トハ、實ニ行政行爲ノ準則ヲナスモノナリ、加フルニ天皇ハ官制大權ヲ有セラル、カ故ニ、官制ノ制定變更文武官ノ任免等ハ、皆天皇ノ掌中ニ在リ、此ノ如クシテ狹義ノ行政ハ、法律及

行政ト立
法

行政ト大
權

官治行政
自治行政

行政官廳

ビ天皇ニ依リ拘束セラレ又監督セラル、行政ノ機關ヲ如何ニ組織スベキカハ、法律又ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル、然レドモ、現今ノ進歩シタル國家ニ於テハ、多ク官治行政ト自治行政トノ兩者ヲ併セ用ユルコトニ一致セリ、官治行政トハ、國家ガ設ケタル官廳ニ依リテ行フ行政ヲ謂ヒ、自治行政トハ、國家ガ一定ノ團體ニ人格ヲ認メ、本來國家カ行政スベキ事務ヲ團體其モノニ委任シ、團體ハ自己ノ設クル機關ニ依リテ之ヲ行フモノヲ謂フ、我國モ亦現在官治行政組織ト自治行政組織トヲ併用セリ、行政官廳トハ、國家ガ直接ニ設ケタル行政施行ノ機關ニシテ、自己ノ名ニ於テ行政行爲ヲナシ得ル權限ヲ有スルモノヲ謂フ、官廳ト云ヒ、官府ト云ヒ、官署ト云フモ、其意義ハ即皆一ナリ、官廳トハ官吏ノ地位ヲ指シタル語ナリ、決シテ有形

ノ建築物ヲ指スニアラズ、内務大臣ト云ヒ、知事ト云フガ如キ、特定ノ地位ヲ指シテ官廳ト云フナリ、然レドモ、自己ノ名ニ於テ行政行爲ヲナシ得ル官吏ノ地位ニ非ザレハ官廳ト云ハズ、從テ各省大臣ハ官廳ナレドモ、各省次官又ハ局長ノ如キハ官廳ニアラズ、何トナレバ此等ハ大臣ヲ補助スルニ過ギズ、自己ノ名ニ於テ行政スル權限ナケレバナリ、此理由ニ基キ、知事ハ官廳ナレドモ、事務官ノ如キハ官廳ニアラズ、官廳ハ官吏ヲ以テ之ヲ組織ス、官吏トハ本人ノ意思ヲ條件トシ、天皇又ハ其委任ヲ受ケタル機關ニ依リ、官吏トシテ任命セラレ、國家ノ事務ヲ執行スベキ義務ヲ負擔スル自然人ナ云フ、官廳ヲ組織スル官吏ガ一人ナルカ、又ハ假令數人アルモ、其中ノ一人ガ意思ノ決定權ヲ有スルモノナルトキハ、其官廳ヲ獨任制ノ官廳ト云ヒ、若シ官廳ヲ組織スル官吏カ

官吏

數人ニシテ、又其合議ニ依リテ初メテ意思ヲ決定スベキモノナルトキハ、其官廳ヲ合議制ノ官廳ト云フ、

第一款 行政官廳

官廳ハ必ズシモ行政官廳ノミニ限ルニアラズ、司法權ヲ行使スル裁判所ノ如キモ亦官廳ナリ、唯行政權ヲ行使スル權限ヲ有スル官廳ノミガ行政官廳ナリ、行政官廳ニハ、普通ノモノト特別ノモノトアリ、前者ハ一般行政事務行使ノ爲ニ設ケラレタルモノ、後者ハ特別ノ行政事務行使ノ爲ニ設ケラレタルモノヲ謂フ、府縣知事北海道廳長官臺灣總督及其下ニ在ル郡長島司支廳長ノ如キハ普通官廳ニシテ、大林區署長郵便電信局長稅務署長ノ如キハ特別官廳ナリ、法令ガ普通ニ地方官又ハ地方長官ト云フ場合ハ、皆地方普通官廳ヲ意味スルモノナリ、

行政官廳

普通官廳

特別官廳

中央官廳
地方官廳

尙ホ官廳ニハ、中央官廳ト地方官廳トノ區別アリ、中央官廳トハ、全國ヲ其管轄區域トスル官廳ヲ謂ヒ、地方官廳トハ、全國ノ中一定ノ區域ヲ限リ、其範圍内ニ於テノミ其職權ヲ有スルモノヲ謂フ、

行政ハ統一ヲ旨トス、故ニ各官廳ノ間ニ上下ノ區別ヲ設ケ、上級官廳ハ下級官廳ヲ監督シ、以テ其目的ヲ達ス、監督ノ作用ハ、必ズシモ各場合ニ於テ一定セザレドモ、上級官廳ハ下級官廳ニ對シ、普通次ノ監督權ヲ有ス、即チ(一)指揮命令ノ權(二)一定ノ條件ノ下ニ、下級官廳ノ命令又ハ處分ヲ取消シ、又ハ停止スル權(三)下級官廳ガ或行爲ヲ爲スニ當リ之ヲ認可スルノ權(四)下級官廳相互ノ間ノ權限爭ヲ裁決スルノ權(五)報告ヲ徴シ檢閲ヲ行フ權等ナリ、

以下中央官廳及普通地方官廳ニ付、其組織權限ヲ略說セン、

第一 內閣

內閣

內閣ハ國務各大臣ヲ以テ組織スル、合議制ノ官廳ナリ、內閣ノ權限ハ、多ク大權輔弼ノ行爲ニシテ、獨立ノ決定權ヲ有スル權限極メテ少ナシ、唯土地ヲ收用又ハ使用スル事ヲ得ル公益事業ノ認定ト、諸省間ノ主管爭議ノ裁決トハ、內閣カ行政官廳トシテ有スル權限ナリ、內閣ガ行政官廳タルハ其行政上ノ權限ヲ行フ場合ニ限ル、

內閣總理大臣

閣令

內閣總理大臣ハ、各大臣ノ首班トシテ、機務ヲ奏宣シ、旨ヲ承ケテ行政各部ノ統一ヲ保持シ、須要ト認ムル時ハ行政各部ノ處分又ハ命令ヲ中止セシメ、勅裁ヲ待ツコトヲ得、總理大臣ハ法律勅令ノ範圍内ニ於テ、其職權若クハ特別ノ委任ニ依リ、法律勅令ヲ施行シ又ハ安寧秩序ヲ保持スル爲ニ閣令ヲ發スルコトヲ得ベシ、

第二 各省大臣

各省大臣ハ、特別ノ中央官廳ニ委任セラレザル、一切ノ行政事務ヲ分擔シ、全國ニ通ズル職權ヲ有スル、獨任制ノ官廳ナリ、近世ノ文明諸國ニ於テハ、國務ノ性質ニ基キ、外務軍務財務內務及司法ノ爲ニ、少ナクトモ五個ノ省ヲ置カザルモノナシ、然レドモ多數ノ國ニ於テハ、更ニ此等ノ政務ヲ分割シテ、別個ノ省ニ分屬セシムル必要アリ、我國ニテモ、軍務ハ更ニ之ヲ陸軍省海軍省ノ二省ニ分掌セシメ、內務行政ノ爲ニハ內務省文部省農商務省及遞信省ノ四省ヲ置ク、換言スレハ各省大臣ハ、外務內務大藏陸軍海軍司法文部農商務遞信ノ九大臣ナリ、宮內大臣ハ國務大臣ニモアラズ、又各省大臣ニモアラザル特別ノ地位ヲ有ス、

各省大臣ハ、其主任ノ事務ニ付キ、其職權若クハ特別ノ委任ノ權限

各省大臣ノ權限

行政ノ九省

ニ依リ、省令ヲ發スルコトヲ得ベク、又主任ノ事務ニ付キ、警視總監北海道廳長官及府縣知事ヲ監督シ、之ニ對シテ指令又ハ訓令ヲ下シ、又此等官廳ノ命令又ハ處分力成規ニ違ヒ公益ヲ害シ、權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ、其命令又ハ處分ヲ停止シ、取消スコトヲ得ベク、又所屬官吏ノ進退ヲ掌トル、各省ニ附屬シテ數多ノ補助官アリ、

第三 地方長官

地方長官トハ、最大ノ行政區劃ニ在リテ行政權ヲ行使スル獨任制ノ普通官廳ナリ、從來ノ地方長官ハ、府縣知事及北海道廳長官ナリシカ、臺灣ガ我領土ニ歸シテヨリ後ハ、臺灣總督モ亦地方長官タル性質ヲ有スルニ至レリ、今地方長官ニ關スル大綱ヲ説明セン、

府縣知事

(一) 府縣知事

知事ノ權限

知事ハ各省大官ノ監督ヲ承ケ、府又ハ縣ト稱スル最大ノ行政區劃ヲ管轄スル、獨任制ノ地方上級官廳ナリ、府縣ハ一方ニ於テ地方自治團體ナリ、然レドモ同時ニ又、知事ガ官治行政ノ機關トシテ其職權ヲ行フ行政區劃ナリ、知事ハ部内ノ行政事務ニ付キ、其職權若クハ特別ノ委任ニ依リ、管内一般又ハ其一部ニ、府令若クハ縣令ヲ發スルコトヲ得ベク、又非常急變ノ場合ニ臨ミ、兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ、師團長又ハ旅團長ニ移牒シテ、出兵ヲ要求スル權利ト義務トナ有ス、此他知事ハ郡長又ハ島司ニ對シ監督權ヲ行ヒ、又所部官吏ノ進退賞罰ニ關スル事務ヲ掌トル、

府縣ノ警察及監獄ニ關スル事務ハ、府縣知事ノ管掌スル所ナリト雖モ、東京府ノ警察及監獄ニ關スル事項ハ、之ヲ東京

警視總監

北海道廳長官

臺灣總督

府知事ノ權限ヨリ取り離シテ、別ニ警視總監ヲ置キテ之ヲ管掌セシム、故ニ警視總監ノ權限ハ、府縣知事ガ警察監獄ニ付テ有スル權限ト殆ンド同一ナリ、

(二) 北海道廳長官

北海道廳長官ハ、內務大臣ノ監督ニ屬シ、各省ノ主務ニ付テハ各省大臣ノ監督ヲ承ケ、法律命令ヲ執行シ、北海道ノ拓殖民竝ニ部内ノ行政事務ヲ總理ス、北海道廳長官ノ有スル權限ハ、大體ニ於テ府縣知事ノ權限ニ同ジ、北海道廳長官ノ下ニ支廳長アリ、其關係宛カモ、郡長又ハ島司ノ知事ニ對スルト同ジ、

(三) 臺灣總督

臺灣總督ハ、臺灣及澎湖列島ヲ管轄スル獨任制ノ官廳ニシテ、陸海軍大將若クハ中將ヲ以テスルコトヲ要ス、其權限ハ

總督ノ權限

他ノ地方長官ニ比シテ甚大ナリ、
總督ハ委任ノ範圍内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ、内務大臣ノ監督ヲ承ケテ諸般ノ政務ヲ處理シ、又臺灣總督府法院ヲ管理ス、總督ハ管轄區域内ノ防備ヲ司トリ、安寧秩序ヲ保持スル爲ニ、必要ト認ムルトキハ、兵力ヲ使用スルコトヲ得ベク、又其職權又ハ特別ノ委任ニ依リ總督府令ヲ發スルコトヲ得ベシ、一般ニ官廳ノ命令ニテハ、法律ヲ要スル事項ヲ規定シ得ザルニモ拘ラズ、臺灣總督ノ命令ヲ以テハ、之ヲ規定スルコトヲ得ベシ、
臺灣及澎湖列島ニ二十廳ヲ置キ、各廳ニ廳長ヲ置ク、廳長ハ總督ノ指揮監督ヲ承ケ、法律命令ヲ執行シ、部内ノ行政事務ヲ掌理ス、又其職權若クハ特別ノ委任ニ依リ、管内一般又ハ其一部ニ廳令ヲ發スルコトヲ得ベシ、

廳長

郡長

島司

自治體

第四 第二次ノ地方官廳

府縣知事ノ下ニ郡長ヲ置ク、郡長ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ、法律命令ヲ執行シ、郡内ノ行政事務ヲ處理シ、及ビ部内ノ町村長ヲ監督ス、郡長ハ法律命令ニ依リ若クハ知事又ハ警視總監ノ委任ニ基キ郡令ヲ發スルコトヲ得、勅令ヲ以テ指定セル嶋地ニ島司ヲ置ク、其權限ハ郡長ト同ジ、此他北海道ニハ、道廳長官ノ下ニ支廳長ヲ置ク、其權限ハ郡長ト大差ナク、又其道廳長官ニ對スル關係ハ、郡長ト知事トノ關係ト大差ナシ、

第二款 自治體

自治體トハ、一定ノ土地ト住民トヨリ成ル團體ニシテ、國家ヨリ獨立ノ人格ヲ認メラレ、部内ノ行政ヲ自ラスルコトヲ許サレタルモノヲ謂フ、自治體ハ法人ナルガ故ニ、其組織ヲ

定ムルニハ法律ヲ以テスルコトヲ要ス、自治體中ニテ最も重要ナルモノハ府縣郡市町村ナリ、以下其組織ヲ説明セン、

第一 市町村

市町村

住民

公民

市町村ハ、一定ノ土地ト住民トヲ以テ構成セラル、其區域ハ法律ノ定ムル所ニシテ、法律ニ依ルノ外自由ニ變更スルコトヲ得ズ、凡テ市町村内ニ住居スル者ヲ市町村住民トス、住民ハ市町村制ニ從ヒ、公共ノ營造物竝ニ市町村有財産ヲ共用スル、權利ヲ有シ、又市町村ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ、住民ヲ分テ更ニ公民ト普通住民ノ二トス、凡テ(一)帝國臣民ニシテ公權ヲ有スル獨立ノ男子二年以來(二)市町村ノ住民トナリ(三)其市町村ノ負擔ヲ分任シ及(四)其市町村内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接國稅年額二圓以上ヲ納ムル者ハ其市町村公民トス、茲ニ所謂獨立トハ滿二十五歲以上ニシテ

市町村ノ自治機關

市町村會ノ組織

一戸ヲ構ヘ且禁治產者準禁治產者ニ非ザル者ヲ謂フ、公民ハ市町村ノ選舉ニ參與シ、市町村ノ各譽職ニ選舉セラル、權利アリ、又名譽職ヲ擔任スルハ同時ニ公民ノ義務ナルヲ以テ、法律ノ認メタル正當ノ理由アルニ非ザレハ之ヲ拒辭シ又ハ任期中退職スルコトヲ得ス、市ノ自治行政機關ハ市會及市參事會ニシテ、町村ノ自治機關ハ町村會及町村長ナリ、市會町村會ヲ議事機關ト稱シ、市參事會及町村長ヲ執行機關ト謂フ、議事機關ハ單ニ一定ノ事項ヲ議決スル權限ノミヲ有シ、執行機關ハ外部ニ對シテ市町村ヲ代表シ、行政事務ヲ施行スル權限ヲ有ス、市町村會議員ハ其市町村ノ選舉人其被選舉權アル者ヨリ之ヲ選舉ス市會議員ノ數ハ人口ノ多寡ニ依リ、三十人以上六十人以下トシ、町村會議員ハ八十人以上三十人以下トス、市

市町村會
ノ權限

會議員ノ選舉ニ付テハ、選舉人ヲ分テ三級トシ、各級各別ニ
議員ノ三分一ヲ選舉セシメ、町村會議員ノ選舉ニ付テハ、選
舉人ヲ分テ二級トシ、各級各別ニ議員ノ半數ヲ選舉セシム、
市町村會ハ市制町村制ニ準據シ、市町村一切ノ事件竝ニ從
前特ニ委任セラレ、又ハ將來法律勅令ニ依テ委任セラル、
事件ヲ議決シ、又其執行ヲ監視ス、議決ヲ要スル事件ノ概目
左ノ如シ、

- (一) 市町村條例及規則ノ制定改正
- (二) 歲入出豫算ノ議定及ビ決算報告ノ承認
- (三) 法律勅令ニ定ムルモノヲ除ク外使用料手数料市町村
稅及夫役現品ノ賦課徵收
- (四) 不動産及ビ基本財産ノ處分
- (五) 豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外新ナル義務ノ負擔及

ヒ權利ノ棄却

- (六) 市町村有財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムルコト
- (七) 市町村吏員ノ身元保證金ノ徵收竝ニ其金額ノ決定
- (八) 市町村ニ係ル訴訟及和解ニ關スル事件

市參事會
市參事會ハ、市長助役及名譽職市參事會員ヨリ成ル合議制
ノ執行機關ナリ、市長及助役ノ任期ハ六年ニシテ名譽職參
事會員ノ任期ハ四年ナリ、市長ハ內務大臣市會ヲシテ候補
者三名ヲ推薦セシメ、上奏裁可ヲ請フテ之ヲ定メ、助役及名
譽職參事會員ハ市會之ヲ選舉シ、助役ノ選舉ハ府縣知事ノ
認可ヲ受クベシ、市會議員ハ參事會員ト相兼ヌルコトヲ得
ズ。

町村長

町村長ハ獨任制ノ執行機關ニシテ、町村會ガ其町村公民中
年齡滿三十歲以上ニシテ選舉權ヲ有スル者ヨリ之ヲ選舉

市町村ノ
財政

ス、助役ノ選舉モ亦然リ、町村長及助役ノ任期ハ四年トス、町村長及助役ハ町村會議員ト相兼ヌルコト能ハザルノミナラズ、町村長及助役トノ間父子兄弟タル緣故アル者モ亦、同時ニ町村會議員タルコトヲ得ズ、

市町村ハ其行政ヲ行フ爲メ一定ノ費用ヲ要ス、市町村ノ財源ニハ次ノ數種アリ、即チ(一)市町村有財産ヨリ生ズル收入(二)使用料・手数料・料・過怠金其他法律勅令ニ依リ市町村ニ屬スル收入(三)市町村税及夫役現品是レナリ、市町村ガ其負擔スル支出ヲ爲スニ付キテハ、先ヅ右第一第二ノ收入ヲ以テ之ニ充テ、猶不足アルトキハ市町村税及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得、市町村税トシテ賦課スルコトヲ得ベキモノハ(一)國税(地租・所得稅・營業稅)及府縣稅(地租・戶數割・家屋稅・雜種稅)ノ附加稅(二)直接及間接ノ特別稅ナリ、此他市

市町村行政
ノ監督

郡府縣

町村ハ從前ノ公債元額ヲ償還スル爲、又ハ天災事變等已チ得ザル支出、若クハ市町村永久ノ利益トナルベキ支出ヲ要スルニ方リ、通常ノ歲入ヲ増加スルトキハ、其住民ノ負擔ニ堪エザル場合ニハ、市町村會ノ議決ニ依リ、內務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ經テ、公債ヲ起スコトヲ得ベシ、

市ノ行政ハ、第一次ニ於テ府縣知事之ヲ監督シ、第二次ニ於テ內務大臣之ヲ監督ス、町村ノ行政ハ、第一次ニ於テ郡長之ヲ監督シ、第二次ニ於テ府縣知事之ヲ監督シ、第三次ニ於テ內務大臣之ヲ監督ス、監督權ノ作用ハ(一)報告ヲ徴シ檢閲ヲ行フコト(二)強制豫算及強制支出(三)代位議決(四)市町村會ノ解散(五)議決ニ對スル許可等ナリ、

第二 郡及府縣

郡ハ町村ヲ合シテ成ル中級ノ地方自治體ニシテ、府縣ハ郡

府縣郡ノ
機關

市ヲ合シテ成ル上級ノ地方自治體ナリ、然レドモ其自治機關ノ構成及ヒ權限ハ、府縣ト郡トノ間ニ差異ナシト謂ヒテ可ナリ、郡府縣ノ廢置分合又ハ境界ノ變更ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム、但其境界ニ涉リテ郡市町村境界ノ變更アリタルトキハ、其境界モ自カラ變更ス、

府縣ノ機關ハ、府縣會府縣參事會及知事ニシテ、郡ノ機關ハ郡會郡參事會及郡長ナリ、此中知事郡長ハ本來官治行政ノ機關ナレドモ、採リテ以テ府縣郡自治行政ノ執行機關トセリ、府縣會府縣參事會郡會郡參事會ハ皆議事ノ機關タルニ過ギズ、

府縣會ハ府縣内ノ市町村公民ニシテ、市町村會議員ノ選舉權ヲ有シ、且其府縣内ニ於テ、一年以來直接國稅年額三圓以上ヲ納ムル者ヲ選舉人トシ、同上ノ條件ニテ一年以來直接

府縣會

郡會

府縣會郡
會ノ權限

國稅年額十圓以上ヲ納ムル者ヲ被選舉人トシ、郡市ノ區域ニ依リテ定マレル選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス、府縣會議員ノ數ハ三十人以上トシ、人口ノ増加スルニ從ヒテ之ヲ増加ス、郡會ハ郡内ノ町村公民ニシテ、町村會議員ノ選舉權ヲ有シ、且其郡内ニ於テ一年以來直接國稅年額三圓以上ヲ納ムル者ヲ選舉人トシ、同上ノ條件ニテ一年以來直接國稅年額五圓以上ヲ納ムル者ヲ被選舉人トシ、町村ノ區域ニ依リテ定マレル選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス、郡會議員ノ數ハ十五人以上三十人以下トス、但郡ノ情況ニ依リ、內務大臣ノ許可ヲ得テ四十人迄ニ増加スルコトヲ得、

府縣會郡會ハ、各府縣郡ノ自治ニ關スル重要ノ事項ヲ議決ス、其議決スベキ事件左ノ如シ、

(一) 歲入出豫算及決算報告

府縣參事會
郡參事會

- (二) 使用料・手數料府縣ニ在リテハ府縣稅及夫役現品ノ賦課徵收
- (三) 不動產及積立金穀ノ取得設置及處分
- (四) 豫算外ニ於ケル義務ノ負擔權利ノ拋棄
- (五) 財産及營造物ノ管理
- (六) 其他法令ニ依リ其權限ニ屬スル事項
- 府縣參事會及郡參事會ハ、府縣郡ノ第二ノ議事機關ナリ、其目的ハ府縣會郡會ノ議決ヲ補充スルニ在リ、府縣參事會ハ府縣知事府縣高等官二名及名譽職參事會員ヲ以テ之ヲ組織ス、高等官ニシテ參事會員タルモノハ內務大臣之ヲ命シ、名譽職參事會員ハ、府ニ在テハ八名、縣ニ在テハ六名トシ、府縣會ニ於テ議員中ヨリ之ヲ選舉ス、郡參事會ハ郡長及名譽職參事會員五名ヲ以テ組織ス、名譽職參事會員ハ、郡會ニ於

府縣參事會
郡參事會

- テ議員中ヨリ之ヲ選舉ス、府縣郡參事會ノ職權ハ左ノ如シ、
- (一) 府縣會郡會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ、委任ヲ受ケタルモノヲ議決スルコト、
- (二) 府縣會郡會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ、臨時急施ヲ要シ、府縣會郡會ヲ召集スル暇ナキトキハ、之ニ代リテ議決スルコト、
- (三) 知事郡長カ、府縣會郡會ニ提出スル議案ニ付キ、知事郡長ニ對シ意見ヲ述ブルコト、
- (四) 府縣會郡會ノ議決セル範圍ニ於テ、財産及營造物ノ管理ニ關シ、重要ナル事項ヲ議決スルコト、
- (五) 府縣郡費ヲ以テ支辨スベキ工事ノ執行ニ關スル規定ヲ議決スルコト、
- (六) 府縣郡ニ係ル訴願訴訟及和解ニ關スル事項ヲ議決ス

知事及郡
長府縣郡ノ
財政

ルコト、

(七)其他法令ニ依リ其權限ニ屬スル事項

知事及ビ郡長ハ共ニ行政官廳ナリ、然レドモ府縣制郡制ハ此兩者ヲ採リテ以テ、府縣自治體ノ執行機關トセリ、

府縣郡ノ資産ハ(一)財産及營造物(二)收入ヨリ成ル、府縣郡ハ積立金穀等ヲ設クルコトヲ得ベク、又營造物又ハ公共ノ用ニ供シタル財産ノ使用ニ付キ、使用料ヲ徵收シ又一箇人ノ爲メニスル事務ニ付キ、手数料ヲ徵收スルコトヲ得、府縣郡ニ共通ノ收入ハ(一)其財産ヨリ生ズル收入(二)使用料手数料(三)夫役現品(四)國庫補助金(五)其他ノ雜收入等ナリ、此他府縣ニ於テハ、管内市町村住民ニ對シ、直接ニ府縣稅ヲ課スルコトヲ得、郡ニ郡稅ナシ、唯其郡内ノ各町村ニ對シ、費用ヲ分賦スル權ヲ有スルノミ、府縣郡モ亦タ公債ヲ起スコトヲ得、其

府縣郡行
政ノ監督

行政訴願

目的及方法ハ市町村債ト大差ナシ、

郡ノ行政ハ、第一次ニ於テ府縣知事之ヲ監督シ、第二次ニ於テ內務大臣之ヲ監督ス、府縣ノ行政ハ內務大臣之ヲ監督ス、

第三款 訴願及行政訴訟

第一 訴願

行政訴願ハ行政處分ニ因リテ權利又ハ利益ヲ侵害セラレタリトスル者ガ監督權ノ作用ヲ喚起シテ、其處分ノ取消變更ヲ求ムル法律上ノ救濟方法ナリ、行政處分ニ對スル救濟ナルカ故ニ、立法行爲又ハ司法裁判ニ對シテ訴願ナルモノナシ、訴願ハ單ニ利益ヲ毀損スル處分ニ對シテ許サル、ノミナラズ、又權利ヲ侵害スル行政處分ニ對シテモ之ヲ許スモノナリ、但シ權利侵害ノ行政處分ニシテ、訴願ヲ許スモノハ、同時ニ行政訴訟ヲ許スコトヲ原則トスルガ故ニ、此場合

訴願ノ許
事項

ニ於ケル訴願ハ行政訴訟ヲ起ス前手續ト看做サル、ナリ、
訴願ハ法律命令ニ於テ特ニ列記セル事項ニ關スルモノニ
限リ、之ヲ提起スルコトヲ許スモノナリ、我訴願法第一條ハ
次ノ事項ヲ列記セリ

訴願ノ手
續

(一) 租税及手数料ノ賦課ニ關スル事件
(二) 租税滯納處分ニ關スル事件
(三) 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件
(四) 水利及土木ニ關スル事件
(五) 土地ノ官民有區分ニ關スル事件
(六) 地方警察ニ關スル事件
(七) 其他法律勅令ニ於テ特ニ訴願ヲ許シタル事件
訴願セントスル者ハ、處分ヲ爲シタル行政廳(官廳公廳)ヲ經
由シ、直接上級行政廳ニ之ヲ提起スベシ、訴願ノ裁決ニ不服

行政訴訟

アルトキハ、更ニ上納行政廳ニ訴願スルコトヲ得、蓋シ訴願
ハ監督權ノ作用ヲ喚起スルモノナレハ、常ニ處分ヲナシタ
ル行政廳ノ上級行政廳ニ提起スベキモノナリ、故ニ最上ノ
行政廳ノ處分ニ對シテハ訴願ナキヲ本則トス、但現行法ニ
テハ各省大臣ノ處分ニ對シ訴願セントスル者ハ、其省ニ之
ヲ提起スベシト規定セリ、是レ全ク特例ニ屬ス、

第二 行政訴訟

行政訴訟ハ、違法ノ行政處分ニ因リ、權利ヲ毀損セラレタリ
トスル者ガ、行政裁判所ニ出訴シテ、其救濟ヲ求ムル法律上
ノ手段ナリ、行政處分ガ法令ニ違反シ、因テ箇人ノ利益ヲ侵
害スル場合ハ即チ權利ヲ毀損スルモノナリ、違法ノ處分ハ
常ニ權利ヲ毀損スル處分トハナラズ、拾圓ノ納稅義務アル
者ニ十五圓ヲ課シ、又ハ五圓ヲ課スルハ、等シク違法ノ處分

行政訴訟
事項行政訴訟
手續

ナリ、然レドモ此處分中唯前者ノミ權利ヲ毀損ス、後者ハ權
利ヲ侵害セザルナリ、

行政訴訟モ亦タ、法律勅令ニ列記アル場合ノ外之ヲ許サズ、
法律ノ定メタル列記事項ノ重ナルモノ左ノ如シ、

- (一) 海關稅ヲ除ク外租稅及手數料ノ賦課ニ關スル事件
 - (二) 租稅滯納處分ニ關スル事件
 - (三) 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件
 - (四) 水利及土木ニ關スル事件
 - (五) 土地ノ官民有區分ノ査定ニ關スル事件
 - (六) 其他法律勅令ニ別段ノ規定アル場合
- 行政訴訟ハ法律勅令ニ特別ノ規程アルモノヲ除ク外、地方
上級行政廳ニ訴願シ、其裁決ヲ經タル後ニ非ザレハ之ヲ提
起スルコトヲ得ズ、各省大臣ノ處分又ハ內閣直轄官廳又ハ

判 決

地方上級行政廳ノ處分ニ對シテハ、直ニ行政訴訟ヲ提起ス
ルコトヲ得、但シ各省又ハ內閣ニ訴願ヲ爲シタルトキハ、行
政訴訟ヲ提起スルコト得ズ、

行政裁判所ハ之ヲ東京ニ置ク、我國ニハ唯一箇ノ行政裁判
所アルノミ、故ニ其判決ハ一審ニシテ終審ナリ、又之ニ對シ
テ再審ヲ求ムルコトヲ許サズ、行政裁判所ノ判決ハ、其事件
ニ付キ關係ノ行政廳ヲ羈束ス、

行政裁判所ハ損害要償ノ訴ヲ受理セザルガ故ニ、行政處分
ニ基ク損害要償事件ハ、司法裁判所ニ出訴スルノ外ナシ、

第三編 私法大意

第二章 人及法人

人格
權利能力
私權利享有

權利ヲ有シ義務ヲ負ヒ得ルモノヲ人格者ト謂フ、人及法人ノ二者即チ是レナリ、權利ヲ有シ義務ヲ負ヒ得ル能力ヲ稱シテ權利能力ト謂ヒ、又私權利ノ享有トモ謂フ

第一、人

民法ニ人ト謂フハ、肉體人ノ義ナリ、人ハ出生ニ因リテ權利能力ヲ獲得ス、即チ法律上人ト看做サル、ハ出生以後ノ事ナリ、出生トハ生命ヲ保有シテ母體ヨリ分離スルコトヲ謂フ、死産ハ出生ニアラズ、又假令生活セル胎兒ニテモ、未ダ母體ヨリ分離セザル間ハ、母體ノ一部ヲ成スニ過ギザルガ故ニ、獨立ノ人トナルコトナシ、但シ不法行爲ニ基ク損害賠償

人

行為能力

請求權家督相續遺產相續及遺贈等ニ付テハ、法律ハ胎兒ト雖モ既ニ生レタルモノト看做シ、其利益ヲ保護セリ

人ハ死亡ニ因テ其權利能力ヲ失フ、又不在者ノ生死カ七年間分明ナラザルトキハ、裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ、失踪ノ宣告ヲ爲スコトアリ、失踪者ハ之ヲ死者ト看做ス、戰爭其他ノ危難ニ遭遇シタル者ノ生死カ、危難ノ去リタル後三年間分明ナラザルトキニモ、同一ノ手續ヲ以テ失踪ノ宣告ヲナスコトヲ得、

權利能力ノ外ニ行為能力アリ、法律上瑕疵ナキ有効ノ行為ヲ自カラ爲シ得ル能力ヲ稱シテ行為能力ト謂フ、人ハ凡テ權利能力ヲ有スレドモ、行為能力ニ至リテハ、精神狀態及身分ニ依リテ各人ノ間ニ差等アリ、行為能力ノ有無ニ依リテ人ヲ分テハ能力者無能力者ノ二種トナル、無能力者ノ中更

能力者	未成年者	禁治産者
ニ未成年者禁治産者準禁治産者及ヒ妻ノ區別アリ (一)能力者 以下ノ四者ニ入ラザル者ヲ謂フ、其人ノ爲セル行爲ハ原則トシテ法律上有効ナリ、	(二)未成年者 満二十歳以下ノ者ヲ未成年者トス、未成年者カ法律行爲ヲ爲スニハ、其法定代理人ノ同意ヲ得ルヲ要ス、法定代理人ノ同意ナクシテ未成年者ガ爲セル行爲ハ、之ヲ取消スコトヲ得、但シ單ニ權利ヲ得義務ヲ免ルベキ行爲ハ、此限りニ非ズ、又法定代理人ガ處分ヲ許シタル財産ハ未成年者自由ニ之ヲ處分スルコトヲ得ベシ、一種又ハ數種ノ營業ヲ許サレタル未成年者ハ、其營業ニ關シテハ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス、	(三)禁治産者 心神喪失ノ常況ニ在ル者ニ就キ、本人配偶者四親等内ノ親族戸主後見人保佐人又ハ檢事ノ請求ニ因

準禁治産者	妻
(四)準禁治産者 心神耗弱者聾者啞者盲者及浪費者等ニ就キ、本人配偶者四親等内ノ親族戸主後見人又ハ檢事ノ請求ニ因リ、裁判所ニテ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタル者ヲ準禁治産者ト謂フ、禁治産者ニハ後見人ヲ附ス、禁治産者ノ行爲ハ之ヲ取消スコトヲ得、	(五)妻 妻ハ夫權ニ服従スル身分ヲ有ス、故ニ其行爲能力モ

亦大ニ制限セラル、故ニ法ハ重大ナル財産上ノ行爲又ハ一家ノ平和ヲ害スル虞アルガ如キ行爲ヲ列舉シ、妻ガ此等ノ行爲ヲナスニハ、夫ノ許可ヲ要スベキモノトセリ、若シ此許可ナクシテ爲シタルトキハ、之ヲ取消スコトヲ得、一種又ハ數種ノ營業ヲ許サレタル妻ハ、其營業ニ關シテハ、獨立人ト同一ノ能力ヲ有ス、夫ガ許可ヲ與フル能ハザル地位ニ在ルカ、妻ヲ遺棄セルカ、又ハ夫婦ノ利益相反スルトキハ、夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ、取消シ得ベキ行爲ハ、無能力者其代理人又ハ繼承人ニ限リ之ヲ取消スコトヲ得、妻ノ爲シタル行爲ハ夫モ亦之ヲ取消スコトヲ得、取消シタル行爲ハ初ヨリ無効ナリシモノト看做ス、但無能力者ハ、其行爲ニ因リ、現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テハ償還ノ義務ヲ負フ、

取消

第二 法人

法人

法人ノ種類

(一) 公法人

(二) 私法人

法人トハ自然人ニアラズシテ、權利義務ノ主體トナリ得ルモノヲ謂フ、法人ガ成立スルニハ必ズ、法律ガ其人格ヲ認ムルコトヲ要ス、法律ニ依リテ人トセラル、ガ故ニ法人ト名クルナリ、法人ハ其目的ノ範圍内ニ於テノミ權利ヲ有シ義務ヲ負フ、法人ニハ左ノ種類アリ

(一) 公法人 國家・府縣郡市・町・村又ハ公共組合等ノ如ク、國家ノ行政組織ノ一部ヲナス法人ニシテ、國家ニ對シ其目的ヲ遂行スル法律上ノ義務ヲ負担スルモノヲ公法人ト謂フ、公法人ハ公法ノ司配ヲ受クルモノナリ、

(二) 私法人 公法人以外ノ法人ヲ私法人トス、私法ノ通則ニ依リテ成立セルモノ即チ是レナリ、此中更ニ次ノ數種アリ、

人(イ)公益法人	(イ)公益法人 公益法人トハ祭祀宗教慈善學術技藝其他公益ニ關スル法人ニシテ營利ヲ目的トセザルモノヲ謂フ、公益法人ノ設立ハ主務官廳ノ許可ヲ得ルヲ要ス、此中更ニ社團法人ト財團法人トノ二種アリ、前者ハ二人以上ノ團體ニ人格ヲ認メタルモノヲ謂ヒ、後者ハ公益ノ用ニ供シタル財産ノ集合ニ人格ヲ認メタルモノヲ謂フ、 (ロ)營利法人 營利ヲ目的トスル社團ハ、商事會社設立ノ條件ニ從ヒ、之ヲ法人ト爲スコトヲ得、此種ノ社團法人ニハ總テ商事會社ニ關スル規定ヲ準用ス、之ヲ商事會社ト區別スルハ、商行爲ヲ業トセザル法人ナレバナリ、 (ハ)商事會社 商法ノ認メタル商行爲ヲ爲スコトヲ目的トスル社團法人ヲ商事會社ト謂フ、其中更ニ合名會社
----------	---

合名會社	合資會社	株式會社	株式合資會社	法人ノ機關業務執行機關 議事機關 監督機關
合資會社株式會社株式合資會社ノ四アリ、合名會社トハ會社財産ヲ以テ、債務ヲ辨濟スルニ不足ナルトキハ、社員全體ガ各自ノ全財産ヲ以テ其責ニ任ズルモノヲ謂ヒ、合資會社トハ無限ノ責任ヲ負フ社員ト、會社ノ資本トシテ提供シタルモノ、外ハ一切責ヲ負ハザル有限責任社員トヲ以テ成ルモノヲ謂ヒ、株式會社トハ社員ガ株金ヲ釀出シ唯其株金ヲ限りテ責任ヲ負フモノヲ謂ヒ、株式合資會社トハ、無限責任社員ト株主トヨリ成ルモノヲ謂フ、	法人ハ無形ノモノナルガ故ニ行爲能力ナシ、故ニ自然人ヲ以テ其機關トスルコトヲ要ス、此機關ニハ業務執行機關ト議事機關ト監督機關トノ區別アリ、理事取締役ノ如キハ執行機關ニシテ外部ニ對シ法人ヲ代表ス、總會ハ議事機關ニ			

シテ、監査役・監事ノ如キハ監督機關ナリ、執行機關ハ法人ニ
 缺クベカラザル機關ナレバ、必ズ之ヲ置クベキモノナレド
 モ、監事ハ必ズシモ之ヲ置クコトヲ要セズ、又社團法人ニハ
 常ニ總會ナルモノアレドモ、人ヨリ成ラザル財團ニハ總會
 ナシ、凡テ社團法人ノ總會ハ最上ノ意思力ヲ有スルモノト
 ス、

第三章 物權

物權
 類物權ノ種

物權トハ直接ニ物ノ上ニ行ハレ、且一般ノ人ニ對抗シ得ベ
 キ權利ヲ謂フ、物權ハ民法其他ノ法律ニテ認メタルモノノ
 外、當事者ノ合意ニ依リ新ナル種類ノモノヲ設クルコト能
 ハズ、民法ノ規定スル所ニ依レバ、物權ハ占有權・所有權・地上
 權・永小作權・地役權・留置權・先取特權・質權・抵當權ノ九種ナリ、

(一) 占有權
 占有權ノ
 効力

此他・鑛業權・如キハ民法以外ノ法律ニ依リテ認メラレタ
 ル物權ナリ、物權ノ設定及ビ移轉ハ當事者ノ間ニハ意思表
 示ノミニ因リテ、其効力ヲ有スレドモ、其權利ヲ第三者ニ對
 シテ主張シ得ルガ爲ニハ、特別ノ手續ヲ要ス、即チ不動産ニ
 關スル物權ノ得喪變更ハ、占有權留置權ヲ除ク外其登記ヲ
 ナスニ非ザレバ、之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ、又
 動産ニ關スル物權ノ讓渡ハ、其動産ノ引渡ヲ受クルニ非ザ
 レハ、之ヲ以テ第三者ニ對抗スル能ハザルナリ、
 (一) 占有權 自己ノ爲メニスル意思ヲ以テ、物ヲ所持スル者
 ハ、其物ノ占有權ヲ取得ス、占有權ノ効力ノ重ナルモノ左
 ノ如シ、
 (イ) 占有者ガ占有物ノ上ニ行使スル權利ハ、之ヲ適法ニ有
 スルモノト推定ス、

(ロ) 善意ノ占有者ハ、占有物ヨリ生ズル果實ヲ取得ス、
 (ハ) 平穩且公然ニ動産ノ占有ヲ始メタル者ガ、善意ニシテ
 且過失ナキトキハ、即時ニ其動産ノ上ニ行使スル權利
 ヲ取得シ、同一ノ條件ニテ不動産ノ占有ヲ始メタル者
 ガ、十年間占有ヲ持續スレバ、其上ニ行使スル權利ヲ取
 得ス、
 (ニ) 占有者ガ其占有ヲ妨害セラレタルトキハ、占有保持ノ
 訴ニ依リ、其妨害ノ停止及ビ損害ノ賠償ヲ請求スルコ
 トヲ得ベク、占有ヲ妨害セラルル虞アルトキハ、占有保
 全ノ訴ニ依リ、其妨害ノ豫妨又ハ損害賠償ノ擔保ヲ請
 求スルコトヲ得ベク、其占有ヲ奪ハレタルトキハ、占有
 回收ノ訴ニ依リ、其物ノ返還及ビ損害ノ賠償ヲ請求ス
 ルコトヲ得ベシ

(二) 所有權

(二)

所有權トハ物ニ對スル完全ノ支配權ヲ謂フ、所
 有權者ハ、法令ノ制限ニ違反セザル限り、自由ニ其所有物
 シ使用收益及ビ處分ヲ爲ス權利ヲ有ス、日本臣民ハ其所
 有權ヲ侵サレザル憲法上ノ保障ヲ有ス、公益ノ爲メニ必
 要ナル處分ハ必ず法律ノ規定ニ依ルベシ、土地收用軍事
 徵發ハ勿論警察ノ目的ノ爲ニ所有物ヲ取り止グルコト
 ガ、法律ニ依リテ規定セラル、ハ之ガ爲ナリ、
 (三) 地上權 地上權ハ他人ノ土地ニ於テ工作物又ハ竹木ヲ
 所有スル爲メ、其土地ヲ使用スル權利ナリ、地上權ニハ存
 續期限ノ制限ナキヲ以テ、幾年ニ亘リテモ之ヲ設定スル
 コトヲ得ベシ、

(三) 地上權

(三)

(四) 永小作權

(四)

永小作權 永小作權ハ、小作料ヲ拂ヒテ、他人ノ土地ニ耕
 作又ハ牧畜ヲ爲ス權利ナリ、永小作人ガ引續キ二年以上

(五) 地役權

小作料ノ支拂ヲ怠リ、又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ、地主ハ永小作權ノ消滅ヲ請求スルコト得、永小作權ノ存續期間ハ二十年以上五十年以下トス、但シ更新ヲ妨グズ、
(五) 地役權 地役權トハ、設定行爲ヲ以テ定メタル目的ニ從ヒ、他人ノ土地ヲ自己ノ土地ノ便益ニ供スル權利ヲ謂フ、例ヘバ他人ノ土地ヲ通ジテ水ヲ引ク權、他人ノ土地ヲ通行スル權ノ如キ是ナリ、他人ノ土地ノ便益ニ供セラル、土地ヲ承役地ト謂ヒ、權利ノ附着セル土地ヲ要役地ト謂フ、地役權ハ要役地所有權ノ從タル權利トシテ之ト共ニ移轉スルモノトス、故ニ要役地ヨリ分離シテ之ヲ讓渡シ、又ハ他ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ、
(六) 留置權 他人ノ物ノ占有者ガ、其物ニ關シテ生ジタル債權ヲ有スルトキハ、其債權ノ辨濟ヲ受クル迄、其物ヲ留置

(六) 留置權

(七) 先取特權

(八) 質權

スルコトヲ得、之ヲ留置權ト稱ス、是レ民法上ノ留置權ナリ、此他商法ハ特殊ノ留置權ヲ認ム、即チ商人間ニ於テ、其雙方ノ爲メニ商行爲タル行爲ニ因リテ生ジタル債權ガ、辨濟期ニ在ルトキハ、債權者ハ辨濟ヲ受クルマデ、其債務者トノ間ニ於ケル商行爲ニ因リテ、自己ノ占有ニ歸シタル債務者ノ所有物ヲ留置スルコトヲ得、
(七) 先取特權 先取特權トハ、債務者ノ財産ニ付キ、他ノ債權者ニ先チテ、自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル特權ヲ謂フ、先取特權ハ其債權ノ發生ノ原因ノ異ルニ因リテ、或ハ債務者ノ總財産ノ上ニ存スルコトアリ、或ハ特定ノ動産又ハ不動産ノ上ニ存スルコトアリ、又民法ハ二個以上ノ先取特權ガ競合スル場合ニ於ケル優先權ノ順位ヲ定ム、
(八) 質權 質權トハ、或債權者ガ、其債權ノ擔保トシテ、債務者

又ハ第三者ヨリ受取リタル物ヲ占有シ、且其物ニ付キ他
ノ債權者ニ先チテ、自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ謂
フ、質權ノ設定ハ、債權者ニ其ノ目的物ヲ引渡スニ因リテ
効力ヲ生ス、民法ハ設定行爲又ハ債務ノ辨濟期前ノ契約
ヲ以テ、流質契約ヲナスコトヲ禁ズレドモ、現行質屋取締
法ニハ之ヲ許セリ、

(九) 抵當權

(九) 抵當權 抵當權トハ、債權者ガ債務者又ハ第三者ガ占有
ヲ移サズシテ債務ノ擔保ニ供シタル不動産ニ付キ、他ノ
債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ謂フ、
抵當權ノ目的トナシ得ルモノハ、不動産其モノ地上權及
ビ永小作權ニ限ル

第三章 債 權

債 權

債權トハ他人ナシテ或行爲ヲ爲サシメ、又ハ爲サバシム
ル權利ヲ謂フ、債權ハ物權ト異ナリ、全ク債務者ニ對シテ
ミ存在ス、物權ノ如ク第三者ニ對抗シ得ベキモノニアラズ、
債權發生ノ原因ハ、契約事務管理不當利得及ビ不法行爲ナ
リ、

第一 契約

契 約

契約ハ法律上ノ効果ヲ生ゼシムルコトヲ目的トスル、二人
以上ノ意思ノ合致ナリ、契約ガ成立スルニハ、左ノ條件ヲ必
要トス、

契約成立
ノ要件

- (一) 行爲能力ヲ有スル二人以上ノ當事者アルコト
- (二) 契約ノ目的ガ、公ノ秩序若クハ善良ノ風俗ニ違反セザ
ルコト、

申込承諾

(三) 當事者間ノ合意ガ眞實ニシテ、又自由意思ニ基ケルコト、
 (四) 合意ノ目的ガ確定且可能ナルコト、
 合意ハ申込ト承諾トノ二者ヨリ成ル、隔地者間ノ契約ノ申込ハ、相手方ニ到達シタル時ヨリ其効力ヲ生ズ、故ニ相手方ニ到達スル以前ナラバ、申込者ハ之ヲ取消スコトヲ得、之ニ反シ、承諾ハ之ヲ發シタル時ヨリ効力ヲ生ジ、契約ハ成立スルガ故ニ、承諾ヲ發シタル以上ハ、未ダ相手方ニ達セザル前ト雖モ、之ヲ取消ス能ハズ、
 契約ノ種類ハ法律之ヲ限定セズ、故ニ公ノ秩序若クハ善良ノ風俗ニ反セザル限ハ、如何ナル契約ヲ結ブモ當事者ノ自由ナリ、

第二 事務管理

事務管理

事務管理トハ、義務ナクシテ他人ノ爲メニ其事務ヲ管理スルコトヲ謂フ、管理者ガ本人ノ意思ヲ知リタルトキ、又ハ之ヲ推知スルコトヲ得ベキトキハ、其意思ニ從ヒテ管理ヲ爲スベク、然ラザル場合ニハ、事務ノ性質ニ從ヒ最モ本人ノ利益ニ適スベキ方法ニ依リテ、其管理ヲ爲スコトヲ要ス、
 管理者ハ、本人ガ知レル場合ノ外ハ、其管理ヲ始メタルコトヲ遲滞ナク本人ニ通知スルコトヲ要ス、管理者ハ本人其相續人又ハ法定代理人ガ、管理ヲ爲スコトヲ得ルニ至ル迄、其管理ヲ繼續スルコトヲ要ス、
 本人ハ、管理者ガ事務管理ヲ爲ス爲メニ支出セル、有益ナル費用ヲ償還スベク、又管理者ガ本人ノ爲メニ負擔セル有益ナル債務ヲ辨償スベシ、

不當利得

第三 不當利得

不當利得トハ、法律上ノ原因ナクシテ、他人ノ財産又ハ勞務ニ因リ利益ヲ受ケ、之ガ爲メニ他人ニ損失ヲ及ボスコトヲ謂フ、不當利得者ハ其利益ノ存スル限度ニ於テ、之ヲ返還スル義務ヲ負フ、不法ノ原因ノ爲メ給付ヲ爲シタル者ハ、給付シタルモノ、返還ヲ請求スルコトヲ得ズ、但シ不法ノ原因ガ受益者ニ付テノミ存シタルトキハ此限ニ在ラズ、

不法行爲

第四 不法行爲

故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ權利ヲ侵害シ、因テ損害ヲ加フルコトヲ不法行爲ト謂フ、不法行爲者ハ其損害ヲ賠償スル責ヲ負フ、心神喪失者及ビ行爲ノ責任ヲ辨識スル能ハザル未成年者ハ、不法行爲ノ責ニ任セズ、但シ此等ヲ監督スベキ法定ノ義務アル者ガ其監督ニ過失アリシトキハ、監督者代テ責ニ任ズ、或事業ノ爲メニ他人ヲ使用スル者ハ、被用者

親族

ガ其事業ノ執行ニ付キ、第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ、但シ被用者ノ選任監督ニ付キ、使用者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラズ、動物ノ占有者ガ、動物ノ保管ニ付キ過失アリテ、動物ガ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ、占有者賠償ノ責ニ任ズ、

不法行爲ニ依ル權利ノ毀損ハ、必ズシモ、財産權ニ限ラズ、他人ノ身體自由名譽ヲ害シタル場合ニモ、不法行爲ハ成立ス、他人ノ生命ヲ害シタル者ハ、被害者ノ父母配偶者及ビ子ニ對シテ賠償ノ責ニ任ズベシ、

第四章 親族

民法ニテ親族ト稱スルハ、左ニ掲グル三者ナリ、

一 六親等内ノ血族

二 配偶者

三 三親等内ノ姻族

血族	姻族	親等	直系血族 傍系血族
血族トハ血統ノ相聯結スル者ヲ謂ヒ、姻族トハ夫婦ノ一方ト其配偶者ノ血族トノ間ノ關係ヲ謂フ、故ニ妻ノ父母又ハ兄弟ハ夫ノ爲メニハ姻族ナリ、親等ハ親族間ノ世數ヲ算シテ之ヲ定メ、一世ヲ以テ一親等トス、自己ヲ本トスレバ、父母及ビ子ハ一親等、祖父母及ビ孫ハ二親等、親ナルガ如シ、血族關係ニ直系ト傍系トアリ、直系トハ彼ヨリ此ニ直下スルモノヲ謂ヒ、傍系トハ共同始祖ヨリ出デタル他ノ親系ヲ謂フ、傍系親ノ親等ヲ定ムルニハ、其一人ヨリ同始祖ニ遡リ、其始祖ヨリ他ノ一人ニ下ルマデノ世數ニ依ル、例ヘハ自己ノ兄弟ト自己トノ親等ハ、兄弟ヨリ遡テ父ニ至ルチ一親等トシ、更ニ父ヨリ自己ニ下ルチ一親等トス、故ニ兄弟ハ二親等ナリ、			

家主権

戸主家族

姻族ノ親等ハ自己ノ配偶者ノ親等ニ依ル、例ヘハ妻ノ一親等ハ夫ノ一親等、姻族ニシテ、妻ノ三親等親ハ夫ノ三親等姻族ナルガ如シ、姻族ハ三親等ヲ限リテ親族トス、

家ハ戸主権ノ下ニ結合セル親族ノ團體ナリ、同一始祖ノ本系ニ屬スルモノヲ本家トシ、支系ニ屬スルモノヲ分家トス、家ノ存スル所常ニ家長アリ、之ヲ戸主ト謂フ、戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ビ其配偶者ハ之ヲ家族トス、戸主ハ家族ニ對シ扶養ノ義務ヲ負フ、家族ハ戸主ノ意ニ反シテ居所ヲ定ムルコトヲ得ズ、家族ガ戸主ノ指定シタル居所ニ在ラザル間ハ戸主ニ扶養ノ義務ナシ、又催告スルモ轉居セザルトキハ、戸主ハ之ヲ離籍スルコトヲ得、但未成年ノ家族ニ對シテハ此限ニ在ラズ、家族ガ婚姻又ハ養子縁組ヲ爲スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコト要ス、

隠居	婚姻	婚姻成立ノ要件
戸主ガ未ダ成存中任意ニ戸主權ヲ拋棄スルコトアリ、之ヲ隠居ト謂フ、戸主ハ(一)滿六十一年以上ナルコト(二)完全ノ能力ヲ有スル家督相續人ガ相續ノ單純承認ヲナスコトノ二條件ヲ具備スルニアラザレハ、隠居ヲ爲スコトヲ得ズ、但多少ノ例外アリ、	婚姻ハ、一夫一婦ノ主義ニ法トル男女兩性ノ畢生結合ニシテ、法律ノ認メタルモノヲ謂フ、配偶者アル者ハ、重ネテ婚姻ヲ爲スコトヲ得ズ、婚姻成立ノ主要ナル條件ハ左ノ如シ、 (一) 男ハ滿十七年以上女ハ滿十五年以上ナルコト、 (二) 女ハ前婚ノ解消又ハ取消ノ日ヨリ、六ヶ月ヲ經過シタルコト、	(三) 直系血族又ハ三親等内ノ傍系血族ニアラザルコト、 子ガ婚姻ヲ爲スニハ、其家ニ在ル父母ノ同意ヲ要ス、但シ男

婚姻ノ効力	婚姻ノ解消、離婚
ガ滿三十年、女ガ滿二十五年ニ達シタル後ハ此限ニアラズ、父母ノ一方ガ同意ヲ與フル能ハザルトキハ、一方ノ同意ノミニテ足ル、父母共ニ同意ヲ與フル能ハザルトハ、未成年者ハ、其後見人及ビ親族會ノ同意ヲ得ルヲ要ス、 婚姻ハ之ヲ戸籍吏ニ届出ヅルニ因リテ其効力ヲ生ズ、届出ハ當事者雙方及ビ成年ノ證人二人以上ヨリ、口頭又ハ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス、婚姻ニ因リテ妻ハ夫ノ家ニ入り、入夫及増養子ハ妻ノ家ニ入ル、妻ハ夫ト同居スル義務ヲ負フ、夫婦ハ互ニ扶養スル義務アリ、	婚姻ノ解消ニハ二ノ原因アリ、一ハ配偶者ノ一方ノ死亡、他ハ離婚ナリ、配偶者雙方生存中ニ、婚姻ノ關係ヲ絶ツテ離婚ト謂フ、離婚ニハ協議上ノモノト、裁判上ノモノトアリ、裁判上ノ離婚ハ、民法ニ掲ゲタル一定ノ事由ノ存スルニ非ザレ

嫡出子 私生子 庶子	親權	養子
ハ、之ヲ爲スコトヲ得ズ、 婚姻ニ因リテ生レタル子ヲ嫡出子トス、父ノ知レザル子ヲ私生子ト謂ヒ、父ガ認知シタル私生子ヲ庶子ト謂フ、庶子ハ父母ガ後ニ至リテ婚姻ナサハ、嫡出子タル身分ヲ取得ス、獨立ノ生計ヲ立ツル成年者ノ外子ハ其家ニ在ル父ノ親權ニ服ス、父ガ親權ヲ行フ能ハザルトキハ、家ニ在ル母之ヲ行フ、親權ヲ行フ父母ハ、未成年ノ子ノ監護及ビ教育ヲ爲ス權利ト義務トナ有シ、必要ナル範圍内ニ於テ自カラ其子ヲ懲戒シ、又ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ懲戒場ニ入ルルコトヲ得、 成年ニ達シタル者ハ養子ヲ爲スコトヲ得、但尊屬及ビ年長者ヲ養子トスルコト能ハズ、法定ノ推定家督相續人タル男子アルモノハ、男子ヲ養子ト爲スコトヲ得ズ、但女婿トスル		

離縁	後見人
爲メニスル場合ハ此限ニ在ラズ、養子ハ縁組ノ日ヨリ、養親ノ嫡出子タル身分ヲ取得シ、養親ノ家ニ入ル、 養子縁組ノ當事者ハ、協議ヲ以テ離縁ヲ爲スコトヲ得ベク、又民法ノ列記セル事由ノ發生ニ因リ、離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ベシ、 未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者ナキトキ、親權ヲ行フ者ガ子ノ財産管理權ヲ有セザルトキ、及ビ禁治産ノ宣告アリタルトキハ、此等ノ無能力者ニ後見人ヲ附ス、後見人ハ完全ナル能力ヲ有シ且破廉恥ノ者ニ非ザルコトヲ要ス、其職務ハ無能力者ノ身體ノ保育財産ノ管理ヲ掌ドリ、被後見人ノ意思ヲ補充シ、又之ニ代リテ諸般ノ行爲ヲ爲スニ在リ、 後見人ニハ、指定後見人、法定後見人、及ビ選定後見人ノ三種アリ、第一ノモノハ、未成年者ニ對シ最後ニ親權ヲ行フ者ガ、	

後見監督
人

親族會

遺言ニ依リテ指定セルモノ、第二ノモノハ、法律ノ規定ニ依
リテ當然就任スルモノ、第三ノモノハ、指定後見人法定後見
人アラザルトキニ於テ、親族會ガ之ヲ選任スルモノナリ、後
見人ハ一人タルコトヲ要ス、
後見人ヲ監督スル爲メニ、後見監督人及親族會ヲ設ク、後見
監督人ニハ、遺言ニ依リテ指定セラレタル者ト、親族會ニ依
リテ選任セラレタル者トノ二アリ、後見監督人ハ後見人ノ
事務ヲ監督シ、必要ナル處分ヲナシ、又後見人ト被後見人ト
ノ利益相反スル行爲ニ付キ被後見人ヲ代表ス、
親族會ハ、會議ヲ要スル事件ノ本人戸主親族後見人後見監
督人保佐人檢事又ハ利害關係人ノ請求ニ因リ裁判所之ヲ
招集ス、其會員ハ三人以上トシ、親族其他本人又ハ其家ニ縁
故アル者ノ中ヨリ、裁判所之ヲ選定ス、其議事ハ過半數ヲ以

相續

家督相續
ノ開始

第五章 相續

テ之ヲ決ス、本人戸主家ニ在ル父母配偶者本家竝ニ分家ノ
戸主、後見人、後見監督人及ビ保佐人ハ、親族會ニ於テ其意見
ヲ述ブルコトヲ得、親族會ノ會員又ハ親族會招集請求權ア
ル者ニ於テ、親族會ノ決議ニ不服アルモノハ、裁判所ニ訴フ
ルコトヲ得、
親族會ハ後見人ニ對シ、極メテ廣キ監督權ヲ有ス、無能力者
ノ爲メニ設ケタル親族會ハ、其者ノ無能力ノ止ム迄繼續ス、
相續ヲ分テ二トス、家督相續及遺產相續是レナリ、前者ハ戸
主ノ有セシ權利義務及ビ特權ノ繼承ニシテ、後者ハ家族ノ
有セシ特有遺產ノ相續ナリ、
家督相續ハ左ノ事由ニ因リテ開始ス、

法定ノ推
定家督相
續人

- (一) 戸主ノ死亡隱居又ハ國藉喪失。
- (二) 戸主ガ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ニ因リテ、其家ヲ去リタルトキ、
- (三) 女戸主ノ入夫婚姻又ハ入夫ノ離婚、
被相續人ノ家族タル直系卑屬ハ、左ノ規定ニ從ヒ家督相續人ト爲ル、之ヲ法定ノ推定家督相續人ト謂フ、
- (一) 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ、其近キ者ヲ先ニス、
- (二) 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ、男ヲ先ニス、
- (三) 親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ、嫡出子ヲ先ニス、
- (四) 親等ノ同シキ嫡出子庶子及ヒ私生子ノ間ニ在リテハ、嫡出子及ビ庶子ハ、女ト雖モ之ヲ私生子ヨリモ先ニス、

法定相續
人

- (五) 前四項ニ掲ゲタル事項ニ付キ、相同ジキ者ノ間ニ在リテハ、年長者ヲ先ニス、
- 胎兒ハ家督相續ニ付テハ、既ニ生レタルモノト看做シ、養子ハ縁組ガ効力ヲ生ジタル日ニ生レタル嫡出子トシテ、其順位ヲ定ム、戸主ノ直系卑屬ニシテ引取りテ家族トシタル者ハ、他ノ嫡出子又ハ庶子ナキ場合ニ限り、前記ノ順位ニ從ヒ、相續人トナル、以上ノ相續人カ相續開始前ニ死亡シ、又ハ相續權ヲ失ヒタル場合ニ於テ、其者ニ直系卑屬アラバ、其者ト同順位ニ於テ相續人トナル、不正ノ手段ヲ以テ相續人タラントセシモノハ、相續人タルコトヲ得ズ、又被相續人ハ一定ノ事由ニ因リ、法定ノ推定家督相續人ノ廢除ヲ、裁判所ニ請求スルコトヲ得ベシ、
- 法定ノ推定家督相續人ナキトキハ、被相續人ハ家督相續人

選定相續人

ヲ指定スルコトヲ得、法定又ハ指定ノ家督相續人ナキトキハ、被相續人ノ父母、又ハ親族會ハ、左ノ順序ニ從ヒ、家督相續人ヲ選定ス、

(一) 配偶者但家女ナルトキ

(二) 兄弟

(三) 姉妹

(四) 第一項ニ該當セザル配偶者

(五) 兄弟姉妹ノ直系卑屬

右ニ舉ゲタル者モナキトキハ、親等ノ最モ近キ直系尊屬カ相續人トナル、此者モナキトキハ、他ノ親族又ハ本家分家ノ家族中ヨリ、親等ノ遠近ニ依リ家督相續人ヲ定メ、此者モ尙ホナキトキハ、他人ヲ以テ相續人トスルコトヲ得、
遺産相續ハ、家族ノ死亡ニ因リテ開始ス、家族ノ直系卑屬ハ、

遺産相續ノ順序

左ノ順序ニ從ヒテ遺産ヲ相續ス、

(一) 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ、其近キモノヲ先ニス、

(二) 親等ノ同シキモノハ、同順位ニ於テ相續人トナル、
(三) 前二者ガ相續開始前ニ死亡シ、又ハ相續權ヲ失ヒタルトキハ、其直系卑屬承祖相續ヲ爲ス、

以上ノ者ナキ場合ニハ、次ニ掲グル者之ヲ相續ス、

(一) 配偶者

(二) 直系尊屬

(三) 戸主

遺産相續ニ付テモ亦、胎兒ハ既ニ生レタルモノト看做ス、不正ノ手段ヲ以テ、相續人タラムトセシ者ニハ相續權ナシ、人ガ死後ニ効力ヲ生ゼシムル目的ヲ以テ、財産ノ處分其他

遺言	遺言ノ方 式	遺 贈	遺 留 分	遺留分ノ 割合
ノ事件ニ付キ、一定ノ形式ヲ履ミテ表示セル意思ヲ遺言ト謂フ、何人モ滿十五歳以上ニ達シテ意思能力ヲ有スル者ナラバ、遺言ヲナスコトヲ得、	遺言ノ方式ニハ、普通方式ト特別方式トアリ、普通方式トハ、自筆證書、公正證書又ハ秘密證書ニ依リテナスモノヲ謂ヒ、特別方式トハ疾病其他ノ事由ニ因リ、死亡ノ危急ニ迫リタル者カ、證書ニ依ラズ、證人ノ立會ヲ以テ、其一人ニ遺言ノ趣旨ヲ口授シテナスモノヲ謂フ、	遺言ハ遺言者ノ死亡ノ時ヨリ其効力ヲ生ズ、故ニ遺言者ハ未ダ死セザル限りハ、遺言ヲ廢罷スルコトヲ得ベシ、遺言ニ依リテ財産ヲ贈與スルコトヲ遺贈ト謂フ、遺贈ニハ法定ノ謂遺留分ノ制度是レナリ、	法定家督相續人タル直系卑屬ハ、遺留分トシテ被相續人ノ	

財産ノ半額ヲ受ケ、此他ノ家督相續人ハ、遺留分トシテ被相續人ノ財産ノ三分ノ一ヲ受ケ、遺産相續人タル直系卑屬ハ、遺留分トシテ被相續人ノ財産ノ半額ヲ受ケ、遺産相續人タル配偶者又ハ直系尊屬ハ、遺留分トシテ被相續人ノ財産ノ三分ノ一ヲ受ケ、遺留分ハ、被相續人カ相續開始ノ時ニ於テ有セシ財産ノ價額ニ、相續開始前一年間ニ贈與シタル財産ノ價格ヲ加ヘ、其中ヨリ債務ノ全額ヲ控除シテ之ヲ算定ス、

乙 229 - 360

K220,3

發兌

東京市日本橋區本石町三丁目
大阪市東區備後町四丁目

寶文館



明治三十九年九月廿五日印刷
明治三十九年九月廿九日發行

定價金六拾錢

著者
發行者
印刷者

市村光惠
山內正瞭
大葉久吉
吉岡平助
青木弘

東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地

法制教科書 終

